
第4期成田市障がい福祉計画

【平成27年度～平成29年度】

**だれもが認め合い、支え合い、
自分らしく暮らせるまち 成田**



平成27年3月

成 田 市

はじめに

障害者自立支援法に代わって成立した障害者総合支援法の施行から2年が経過いたしました。その後も障がい福祉施策については大きく変化し続けており、今後も同法に基づき、より幅広く、多様化するニーズに応え続けていくことが地方自治体にも強く望まれております。

また、障害者権利条約の批准に向け国内法が整備され、平成26年2月に同条約を批准し、国内において効力が生じるようになりました。

このような中、本市では、「第3期成田市障がい福祉計画（平成24年3月策定）」が改定の時期を迎えたため、本年度から3か年の「第4期成田市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、障害者総合支援法に基づく法定計画ではありますが、成田市総合保健福祉計画の障がい福祉分野を具現化する実施計画として策定したものでありますので、その基本理念である「住みなれた地域で安心して暮らせる^{ふれあい}交流のまち 成田」の実現に向け、障がい福祉施策の方向性を示す総合的な計画であります。

この基本理念を継承するとともに、本計画独自の基本理念として『だれもが認め合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち 成田』を掲げ、本計画に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

そして、障がい福祉サービスと地域生活支援事業の着実な提供を図るため、保健・医療・福祉・教育等の各関係団体、事業者等との連携により施策の推進に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、アンケート調査等にご協力をいただきました方々や関係機関の皆様、成田市地域自立支援協議会の委員の皆様、そして成田市保健福祉審議会の委員の皆様から、貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

成田市長 小 泉 一 成

◆◇ 目次 ◇◆

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 成田市の障がい福祉を取り巻く現状	5
1 人口の状況	5
2 手帳所持者数の状況	6
3 アンケート調査からみえる状況	10
第3章 計画の基本理念及び基本目標	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
第4章 基本目標達成のための重点施策	19
1 サービスの提供体制の基盤整備	19
2 情報提供・相談体制の充実	20
3 就労支援の充実	20
4 障がいのある子どもに対する支援の充実	21
5 権利擁護の推進	21
6 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実	22
第5章 計画の推進体制	23
1 障がい福祉計画の進行管理、情報公開	23
2 市民・事業者との協働	23
3 国・県への要望	23

第2部 各論

第1章 成果目標にかかる個別施策分野	26
1 福祉施設から地域生活への移行促進	26
2 地域生活支援拠点等の整備	27
3 福祉から一般就労への移行促進	28
4 精神科病院から地域生活への移行促進	29
第2章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策	30
1 訪問系サービス	31
2 日中活動系サービス	33
3 居住系サービス	42
4 相談支援	45

第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	47
1 必須事業.....	48
2 任意事業.....	62
第4章 障がい児福祉サービスの見込量と今後の方策	65
1 障がい児通所支援	66
2 障がい児相談支援	70

資料編

資料1 計画策定の経緯	74
資料2 障がい者の現状	75
資料3 関係団体・事業所アンケート調査結果概要	78
資料4 成田市精神保健福祉推進協議会設置規則	91
資料5 成田市地域自立支援協議会要綱.....	93
資料6 成田市保健福祉審議会への諮問と答申	95
資料7 成田市保健福祉審議会設置条例.....	97
資料8 成田市保健福祉審議会委員名簿.....	99

「障がい」の表記については、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障がい者」や「身体障害者手帳」など、「がい」が漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、成田市総合保健福祉計画の基本理念に「^{ふれあい}住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまち 成田」を掲げ、その下で計画期間を平成26年度までとして策定した「第3期成田市障がい福祉計画」により、障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加し、障がいのある人、地域住民、関係者、行政等が協働しながら、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる地域社会の実現に向けた施策を展開してきました。

一方、国においては、平成18年12月に国連本部において採択され、平成20年に発効した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成21年12月に、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに、国内法の整備に取り組んできました。

まず、平成23年に「障害者基本法」が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、規定の見直しを図るとともに、障がい者の定義を見直すほか、社会的障壁の除去や合理的配慮がなされなければならないといった差別禁止規定を設けるなど、条約の趣旨を踏まえて改正されました。

また、「障害者自立支援法」を改正し、平成24年6月に成立した「障害者総合支援法（正式名称：『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』）」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策を講じています。

次に、権利擁護では、虐待を受けた障がい者の保護や養護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待防止法（正式名称：『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』）」が平成23年6月に成立し、平成25年6月には、障害者基本法第4条の規定に基づき、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などを趣旨とした「障害者差別解消法（正式名称：『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』）」が成立しています。

さらに、障がいのある人の就労では、障がい者就労施設等が、国や地方公共団体などからの受注機会の増大を目的とした「障害者優先調達推進法（正式名称：『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律』）」が平成24年6月に成立し、平成25年6月には、「障害者雇用促進法（正式名称：『障害者の雇用の促進等に関する法律』）」が改正され、雇用の分野における障がいを理由とした差別を禁止するとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられるなど、障がいのある人の更なる雇用機会の創出が図られています。

2 計画策定の趣旨と位置づけ

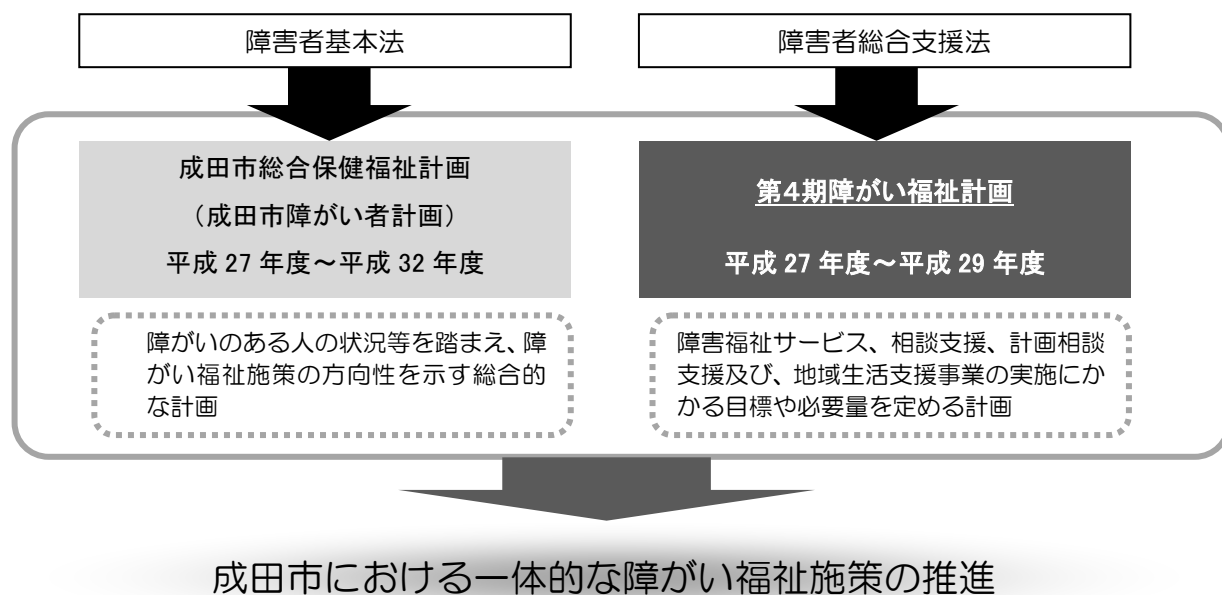
本計画は、これまでの法整備の状況を踏まえ、地域移行や就労支援など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的に推進するために策定します。

中でも、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、障がいのある人を取り巻く状況が大きく変わることから、法の趣旨に基づく適切な対応を定め、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい地域づくりを目指します。

また、本計画は、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す計画として策定するもので、「成田市総合保健福祉計画」の障がい福祉分野を具現化する実施計画として位置づけます。

なお、策定にあたり、本市の最上位計画である総合計画や各種関連計画等との整合性を確保します。

◆計画の位置づけ



◆障害者総合支援法における障害福祉計画の位置づけ

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆障害者基本法における障害者計画(総合保健福祉計画)の位置づけ

(障害者基本計画等)

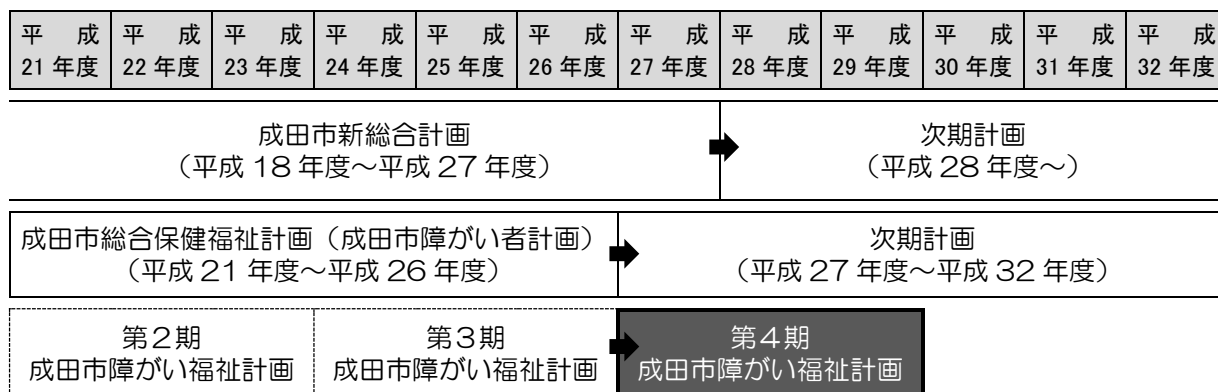
第十一条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

◆計画の期間

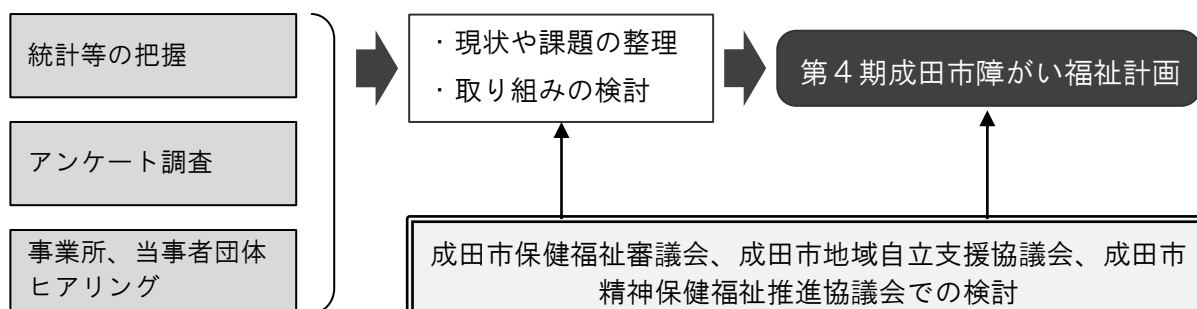


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、成田市の障がいのある人の実状に沿った計画とするために、障がいのある人へのアンケート調査の他、市内の事業所、当事者団体に対してヒアリング調査を実施しました。

また、学識者、関係団体、市民で組織された成田市保健福祉審議会をはじめ、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会において計画案の検討を行いました。

◆策定の流れ

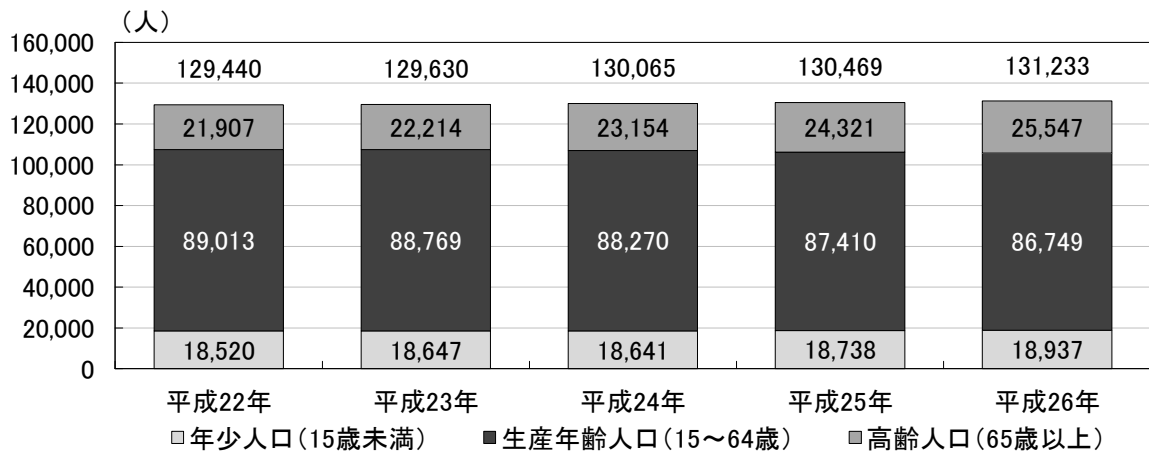


第2章 成田市の障がい福祉を取り巻く現状

1 人口の状況

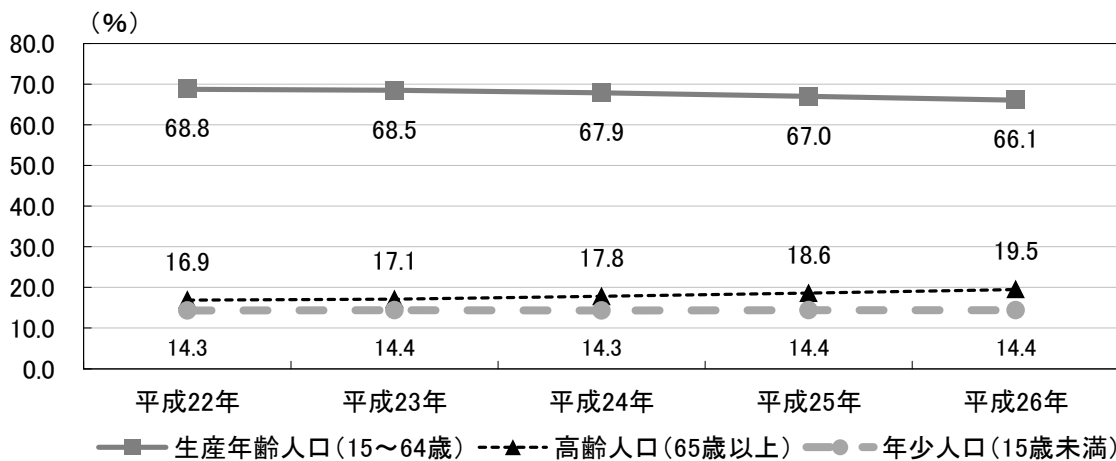
市の人口の状況は、平成26年現在、131,233人で緩やかな増加傾向となっています。また、高齢人口の割合は、過去5年で2.6ポイント増加しており、高齢化が進行していることがうかがえます。

◆総人口及び3区分別人口の推移



(各年4月1日現在)
資料: 成田市住民基本台帳

◆3区分別人口の割合の推移

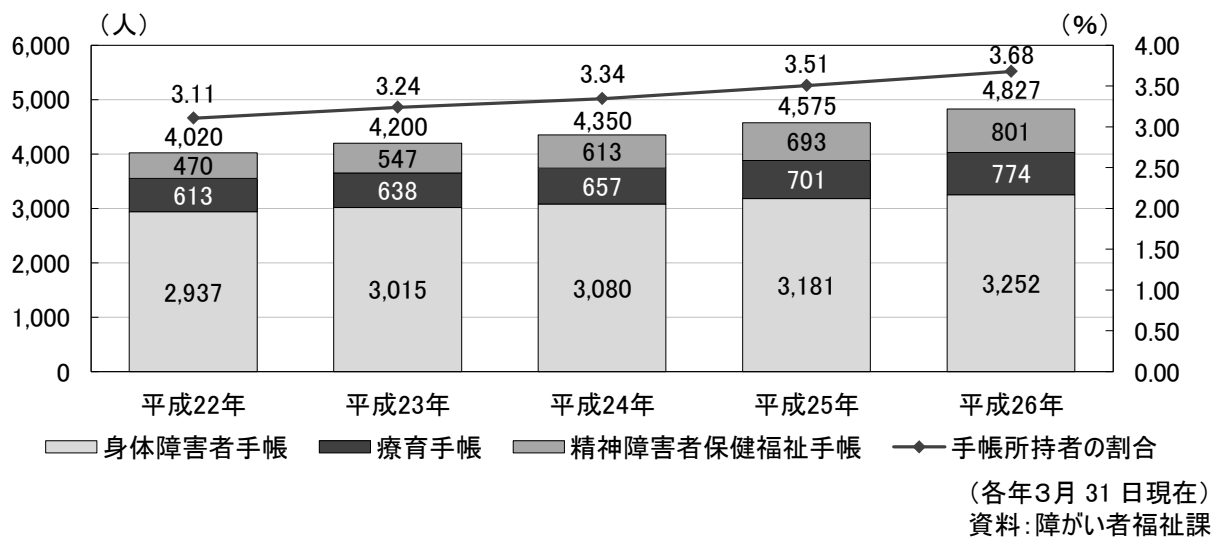


(各年4月1日現在)
資料: 成田市住民基本台帳

2 手帳所持者数の状況

市における手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて、平成26年3月31日現在で4,827人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の割合は増加傾向にあり平成26年では3.68%となっています。

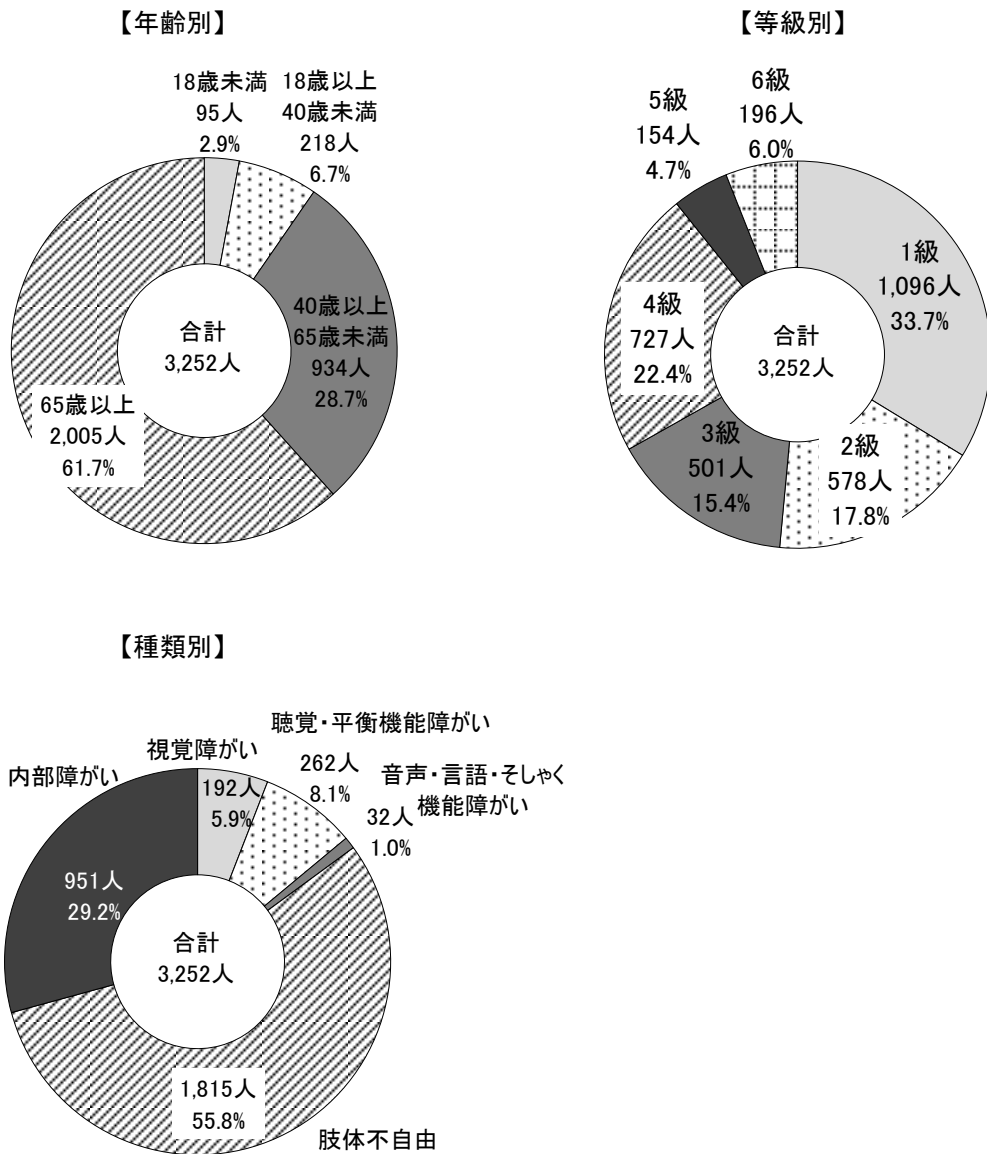
◆手帳所持者数及び総人口に対する手帳所持者の割合の推移



(1) 身体障がい者

市の身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成26年で3,252人となっています。年齢別では、65歳以上が6割強を占め、等級別では、1級から4級の中・重度者が約9割、種類別では肢体不自由と内部障がいで8割半ばを占めています。

◆身体障害者手帳所持者数(平成26年3月31日現在)

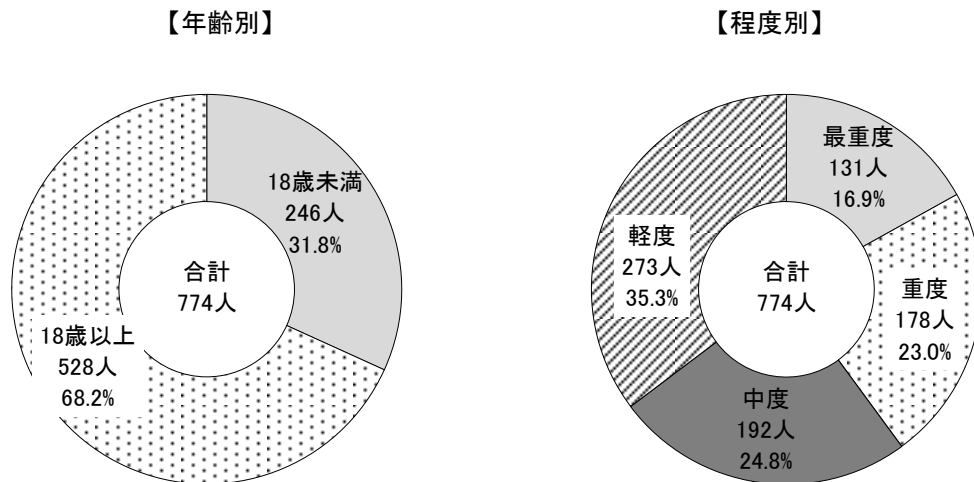


資料:障がい者福祉課

(2) 知的障がい者

市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 26 年で 774 人となっています。年齢別では、18 歳以上が7割弱を占めています。また、障がいの程度別では、最重度・重度を合わせた割合が約4割となっており、中度が2割半ば、軽度が3割半ばとなっています。

◆療育手帳所持者数(平成 26 年3月 31 日現在)

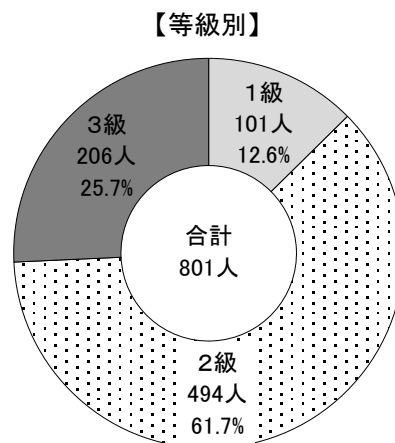


資料: 障がい者福祉課

(3) 精神障がい者

市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 26 年で 801 人と、直近5年間で約 1.7 倍となっています。等級別では、2級の中度者が6割強を占めています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成 26 年3月 31 日現在)



資料: 障がい者福祉課

(4) 障がいのある児童・生徒

市の特別支援学校・聾・盲学校在籍状況は、平成 26 年の中等部 3 年生から高等部 3 年生までの合計が 106 人であり、その内知的障がいのある生徒が 96 人と大半を占めています。

また、成田市在住の特別支援学校高等部 3 年生の進路状況の内訳について、一般就労が平成 25 年度で 12 人と、平成 24 年度と比較して増加しています。

◆近隣の特別支援学校・聾・盲学校在籍状況(平成 26 年 11 月現在)

	合計	身体	知的	精神
中等部3年生	14	1	13	0
高等部1年生	31	2	29	0
高等部2年生	31	5	26	0
高等部3年生	30	2	28	0
合計	106	10	96	0

資料:各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校

◆成田市在住の特別支援学校高等部3年生の進路状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
一般就労	7 人	12 人
施設入所	0 人	0 人
施設通所(就労移行支援、就労継続支援 B 型、生活介護)	15 人	9 人
在宅療養	0 人	0 人
その他	2 人	0 人
合計	24 人	21 人

資料:各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校

3 アンケート調査からみえる状況

本計画を策定するにあたり、障がいのある人の日常生活の状況や将来への希望、福祉サービスの利用状況、利用意向などに関するご意見やご要望などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

◆調査概要

調査地域	市内全域
調査対象者	市内在住の 65 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療給付者(悉皆調査)
調査期間	平成 25 年 11 月 29 日～平成 25 年 12 月 16 日
調査方法	調査票への本人記入方式(本人が記入できない場合は家族等) 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

◆回収結果

	調査対象者数	有効配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	1,044 件	1,037 件	549 件	52.9%
知的障がい者	562 件	561 件	284 件	50.6%
精神障がい者	590 件	584 件	311 件	53.3%

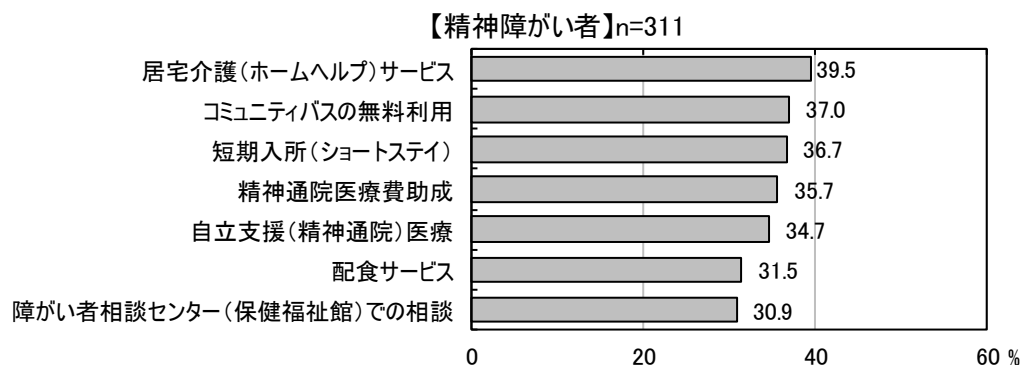
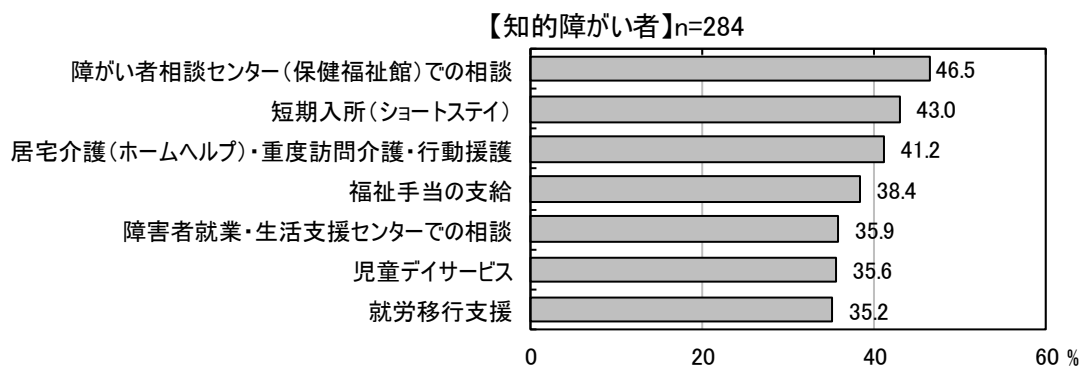
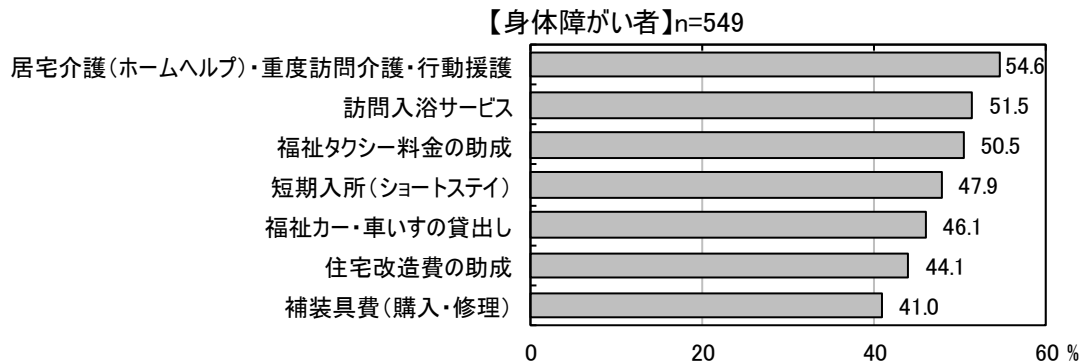
※参考 前回・前々回調査との比較

		前々回	前回
調査期間		平成 20 年 2 月 1 日～ 平成 20 年 2 月 14 日	平成 23 年 6 月 16 日～ 平成 23 年 7 月 19 日
回収率	身体障がい者	52.0%	51.8%
	知的障がい者	55.4%	47.7%
	精神障がい者	55.7%	50.7%

(1) 障害福祉サービスの認知度

障害福祉サービスの認知度の状況については、いずれの障がいにおいても、「居宅介護（ホームヘルプ）」や「短期入所（ショートステイ）」が上位となっています。また、精神障がい者のサービスの認知度は、身体障がい者、知的障がい者と比べて全体的に低く、周知や普及が十分ではない状況がうかがえます。

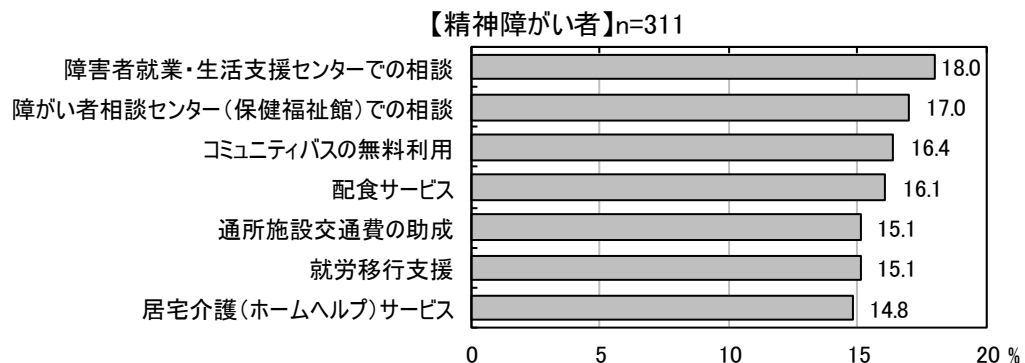
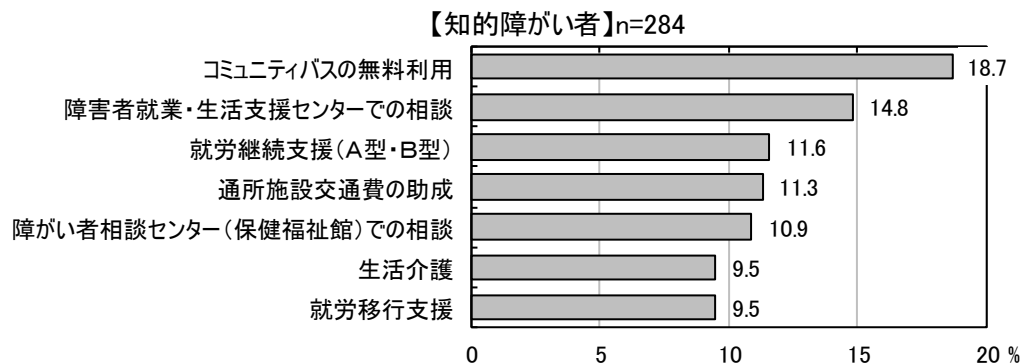
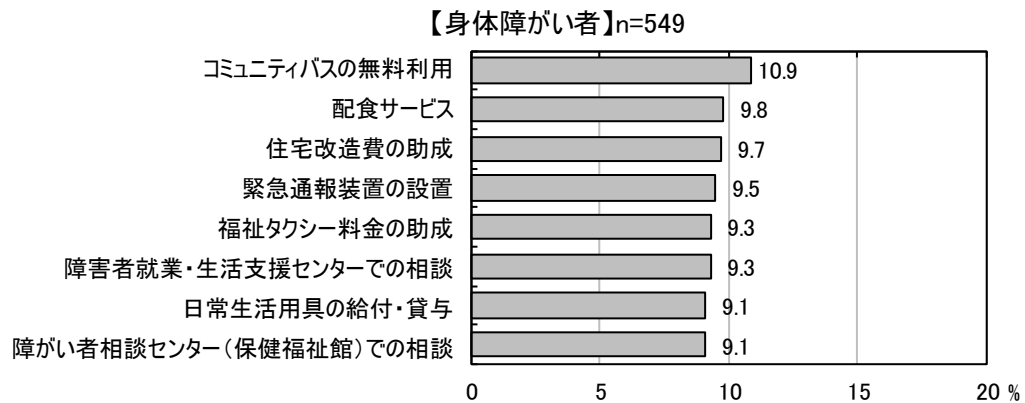
◆障害福祉サービスの認知度の状況(上位7項目)



(2) 障害福祉サービスの利用意向の状況

障害福祉サービスの利用意向の状況については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のすべてで共通しているサービスとして「コミュニティバスの無料利用」「障がい者相談センター（保健福祉館）での相談」があげられています。また、身体障がい者では日常生活の支援にかかるサービスが、知的障がい者では日中活動の場の提供や就労支援にかかるサービスが、精神障がい者では相談支援にかかるサービスが多くあげられています。

◆障害福祉サービスの利用意向の状況(上位7項目)

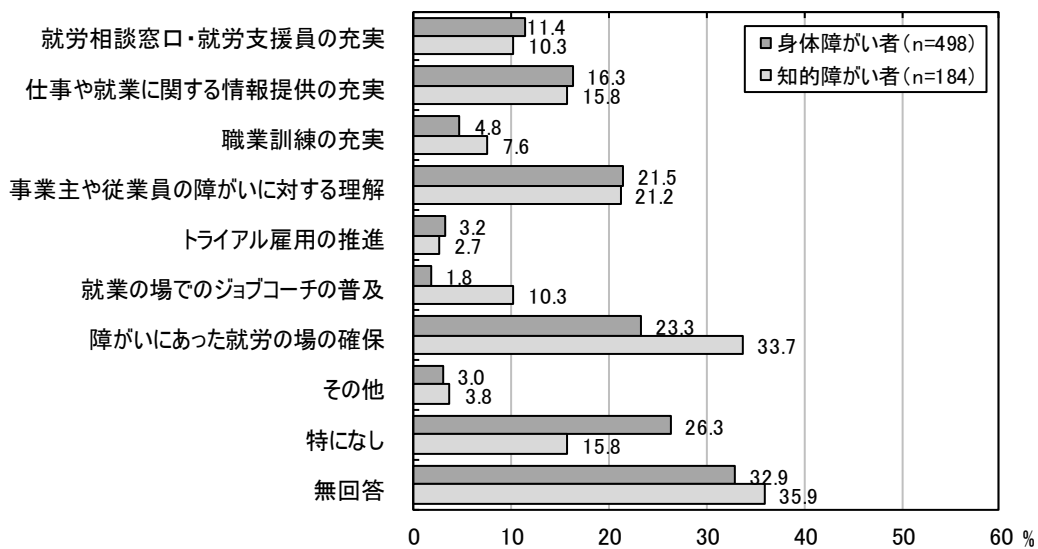


(3) 就労に必要な課題解決や支援について（身体障がい者、知的障がい者）

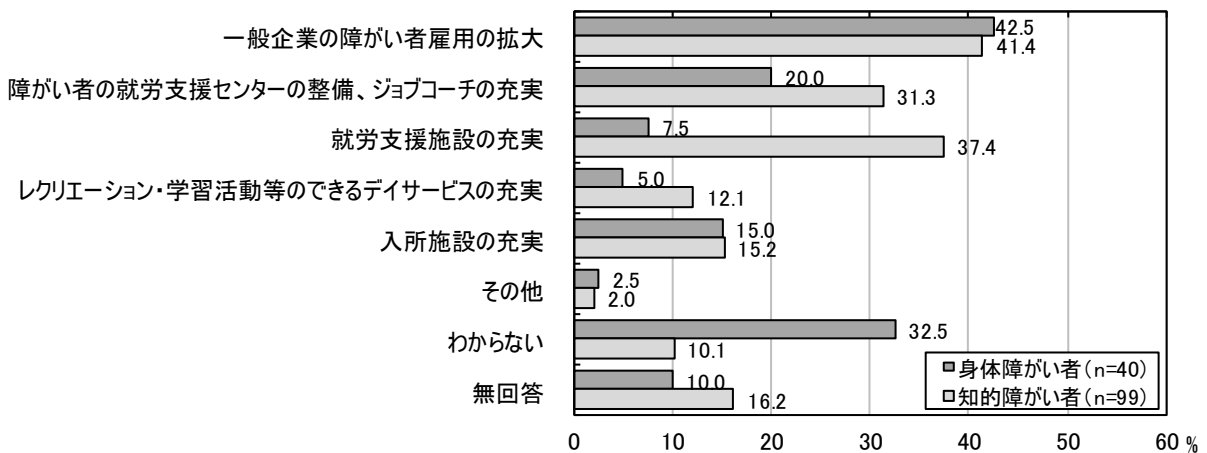
就労に必要な課題解決や支援については、身体障がい者、知的障がい者ともに「障がいにあった就労の場の確保」「事業主や従業員の障がいに対する理解」が高くなっています。また、「障がいにあった就労の場の確保」で知的障がい者が身体障がい者を約 10 ポイント上回っています。

また、学校教育修了後の進路について望む対策については、身体障がい者、知的障がい者ともに「一般企業の障がい者雇用の拡大」がもっとも多くなっています。また、「障がい者の就労支援センターの整備、ジョブコーチの充実」「就労支援施設の充実」で知的障がい者が身体障がい者を大きく上回っています。

◆就労に必要な課題解決や支援について



◆学校教育修了後の進路について望む対策について

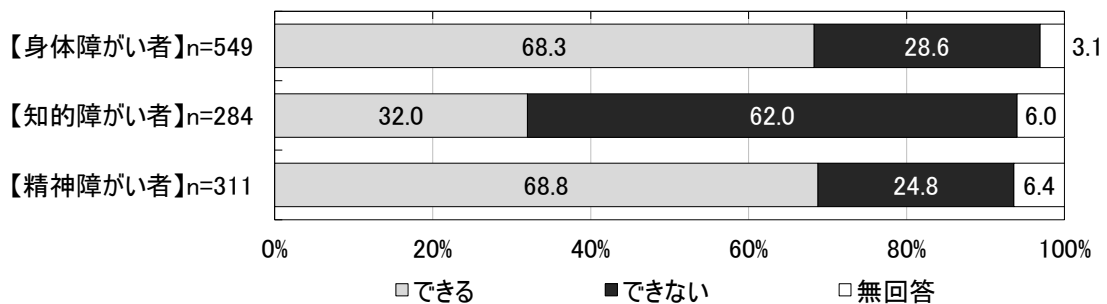


(4) 災害等の緊急時の対策について

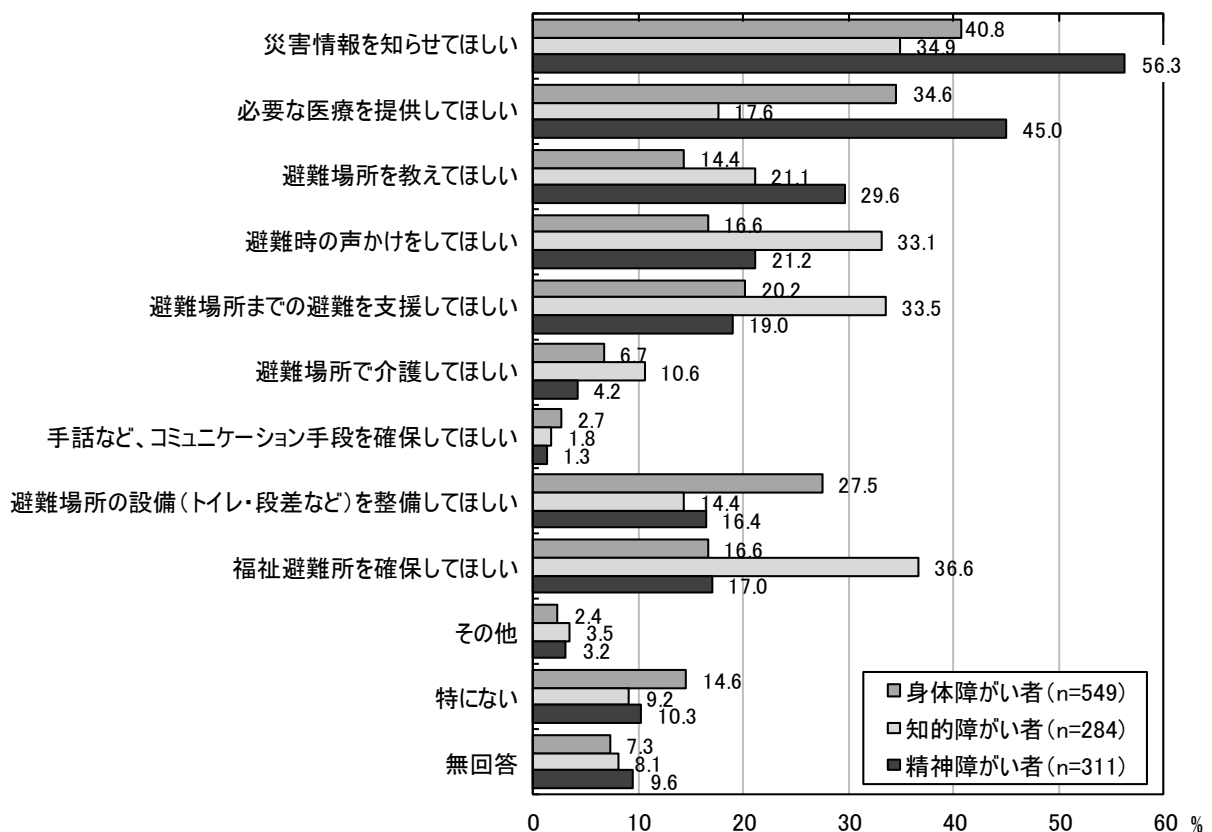
災害時に一人で避難できるかについては、身体障がい者と精神障がい者では「できる」が7割弱となっているものの、知的障がい者では「できない」が6割強となっています。

また、災害時に支援してほしい内容については、身体障がい者と精神障がい者では「災害情報を知らせてほしい」が、知的障がい者では「福祉避難所を確保してほしい」がもっとも多くなっています。また、身体障がい者では「必要な医療を提供してほしい」「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」が、知的障がい者では「避難時の声かけをしてほしい」「福祉避難所を確保してほしい」、精神障がい者では「必要な医療を提供してほしい」「避難場所を教えてほしい」についても、それぞれ2割弱～4割半ばとなっています。

◆災害時に一人で避難できるか



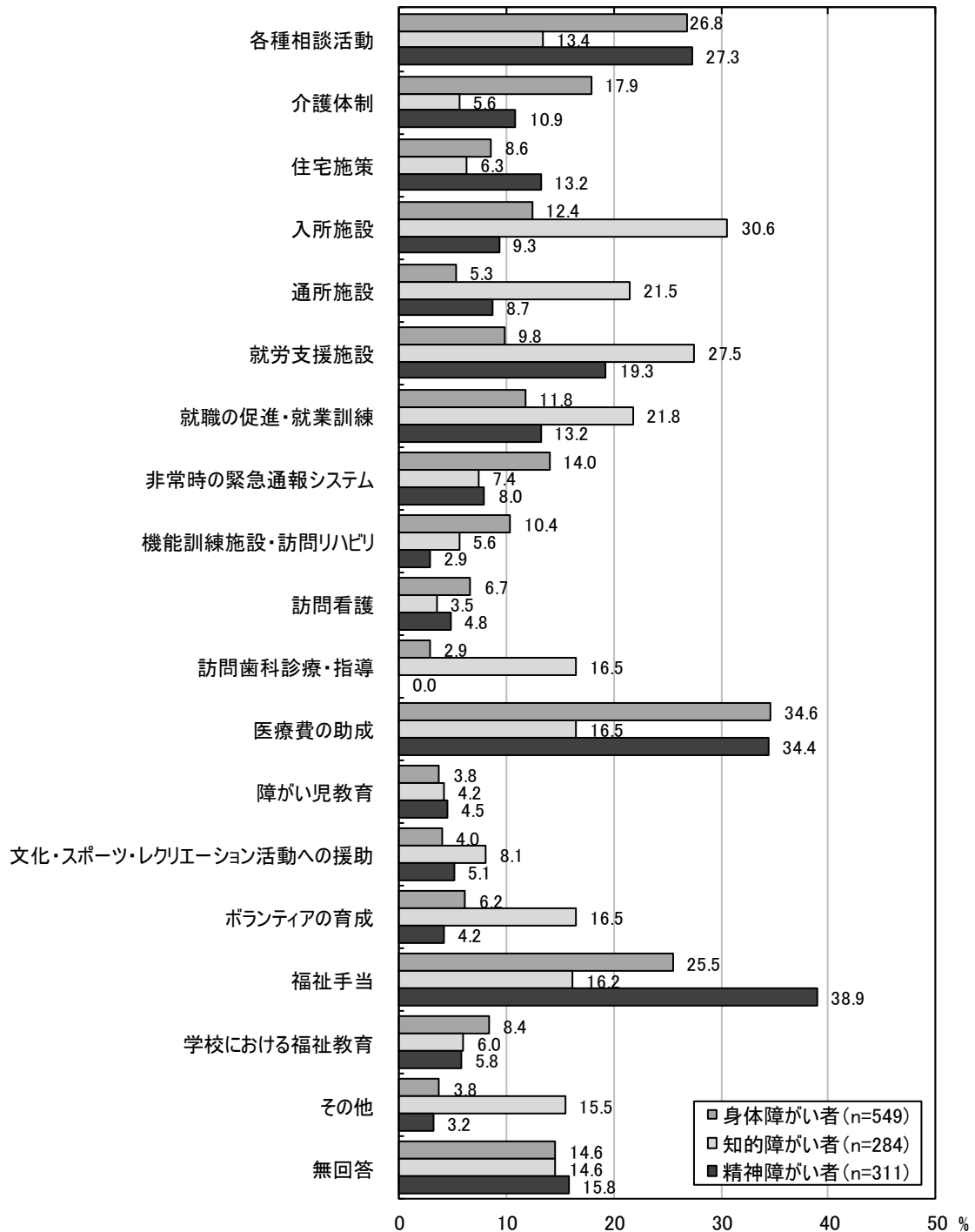
◆災害時に支援してほしい内容



(5) 市が力を入れる必要があると考える施策について

市が力を入れる必要があると考える施策については、身体障がい者では「医療費の助成」「各種相談活動」「福祉手当」が、知的障がい者で「入所施設」「就労支援施設」「就職の促進・就業訓練」、精神障がい者で「福祉手当」「医療費の助成」「各種相談支援」が多くなっています。

◆市が力を入れる必要があると考える施策



第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 基本理念

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

また、千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指すとしています。

このため、本計画期間中の平成 28 年 4 月に施行となる「障害者差別解消法」の趣旨を念頭に、本計画における基本理念を掲げます。

**『だれもが認め合い、支え合い、
自分らしく暮らせるまち 成田』**

この基本理念は、障がいのある人もない人も、互いの立場を尊重し合い、障がいのある人であっても、時には支える側となり、自分で夢や希望を持ち輝きながら暮らしていける地域社会を築いていこうとするものです。

2 基本目標

ささえる ～障がいのある人の地域生活を支える～

障がいのある人もない人も、生涯にわたりだれかを支えたり、まただれかに支えられたりしながら生活を送っています。

そのため、障がいのある人が自ら望む生活を支えるために、市の相談窓口のほか、相談支援事業者や障害者相談員など、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図ります。また、成田市地域自立支援協議会において、福祉・保健・教育・就労などの各分野が協働し、総合的な相談支援体制を構築するとともに、様々な障がいのある人の日常生活の支援や地域交流などの相談窓口の充実を図ります。

防災の観点では、災害時において自力で避難することが困難で、地域に支援を希望する人への避難行動要支援者支援制度の周知に努めます。

さらに、早期発見・早期療育の観点から、成田市こども発達支援センターを中心に、乳幼児期から必要な支援につながるよう、発達が気になる子どもの家族への相談、専門的な個別の療育相談、保育機関等への巡回相談などの充実を図ります。

障がいが高く特別な支援が必要な子どもの地域生活を支えるため、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療の推進として、福祉や子育て、医療、教育などの関係支援機関における支援体制の構築に努めます。

くらす ～障がいのある人が地域で自分らしい生活を送る～

暮らし方は一人ひとり様々であり、個性を尊重しつつ自分の意思と判断による暮らし方が選択できるよう、日中活動の場の確保やグループホーム等住まいの場の確保に努めるほか、各種手当や助成事業、日常生活に支障のないような福祉サービスの充実にも努めます。

また、障害福祉サービスの提供事業者において、質の高いサービス提供に向けた人材育成や必要な基盤整備の推進に努めるとともに、老障介護などの課題に対応するため計画相談支援事業所におけるネットワークの強化を図ります。

さらに、障がい者支援施設に入所している人や精神科病棟に入院している人を対象として、住居の確保など地域生活へ移行するための相談支援を行うとともに、その支援を利用する自宅において単身で生活している人などの連絡体制を確保し、緊急の事態等に対し訪問等の必要な支援に努めます。

障がいのある人が、自分らしく輝きながら暮らしていくためには、地域における障がいについての理解促進が不可欠です。このため、虐待の未然防止とともに、権利擁護の強化に向けた取り組みを推進します。

はたらく ～障がいのある人が安心して働く～

障がいのある人が、地域において自分にあった働き方を選択し、多様な暮らし方を維持できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労相談から就労生活相談、職場定着支援まで一貫した支援を展開します。

中でも、親亡き後の生活維持においては、障がいのある人の就労支援は欠かせない施策であるため、福祉的就労から一般就労に移行していけるように取り組むだけでなく、障がいのある人の多様な働き方の拡大や障がいの特性に応じた観点からの中間的就労の充実を図ります。

また、企業や事業所に対する理解と雇用促進の啓発を強化するとともに、雇用義務化や法定雇用率達成に向け取り組みます。

第4章 基本目標達成のための重点施策

1 サービスの提供体制の基盤整備

(1) 専門人材の確保・育成とサービスの質の向上

介護分野においては、高齢者の領域だけではなく障がい者の領域においても専門人材の不足が指摘され、安定した障害福祉サービスの提供が懸念されています。

専門人材の確保・育成には相当な時間を要する一方で、障害者手帳所持者だけでなく、発達障がいや老障介護、重複障がいなどの多様なケースへの対応など、喫緊の課題が山積しています。

そのため、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などと連携した専門人材の確保・育成に努めるとともに、各事業所の専門職員を対象とした講座の開催や事業所間の交流を促進し、障害福祉サービスの資質の向上を図ります。

また、障害福祉サービス全般の質の向上を図るため、千葉県における福祉サービス第三者評価事業の有効活用を社会福祉法人などに求めます。

(2) 居住支援と地域支援の一体的な推進

国における「障害者の地域生活の推進に関する検討会」においては、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えつつ、地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援に求められる機能について整理されました。

その結果、地域での暮らしの安心感の担保、親元からの自立を希望する人に対する支援、施設や病院等からの退所や退院等の地域移行の促進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応が必要な人たちへの支援、医療との連携等の地域資源の活用、夜間利用も可能な緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備といった機能が求められています。

そのため、本市では、障がい児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点の整備を、第4期千葉県障害福祉計画との整合を図りながら推進します。

2 情報提供・相談体制の充実

障がいのある人にとって、必要な情報を確保することは、コミュニケーションを図るなど日常生活や社会生活を送るうえで重要な分野です。

また、相談支援については、どのようなことで困っているのか、どのようなサービスを必要としているかなどのニーズを把握し、障がいのある人に対して適切な障害福祉サービスを提供するために必要不可欠な支援となります。

そのため、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制や様々な障がい種別に対応することを目的に、平成 26 年度から運営している「基幹相談支援センター」を中心として、各相談支援事業者間のネットワーク化を図り、情報提供の充実とともに相談支援体制の強化に努めます。

3 就労支援の充実

本市では、成田国際空港の立地を生かした多様な就労機会の提供や、千葉県の就労支援ネットワークを活用し、就労機会の拡大に努めてきました。今後は、障がいのある人一人ひとりの得意分野を引出し、それを生かすことができる就労機会を提供するとともに、就労希望者の増加に伴う定着支援を強化する必要があります。

そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充と、就労定着に向けて、企業や事業所に対する障がいの理解と雇用促進のための啓発を強化するとともに、障害者就業・生活支援センターにおけるジョブコーチの確保を支援します。

また、一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場として、平成 26 年 11 月から成田市役所内に設置した「チャレンジドオフィスなりた」における事業を拡充し、民間企業等への一般就労に向けた支援に努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達をより一層推進し、障がいのある人の工賃向上を図ります。

さらに、精神障がいのある人の雇用義務化や法定雇用率の達成に向け、千葉県が設置した印旛圏域の担当である障害者就業・生活支援センターや企業等と連携して雇用開拓に取り組みるとともに、雇用分野における差別の禁止等への対応に努めます。

4 障がいのある子どもに対する支援の充実

近年、「発達障がい」の診断を受ける子どもの増加が注目されており、早期の発見や支援が求められています。特に成長期にある子どもに対しては、精神面での変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の正しい理解だけでなく、行政やこども発達支援センターをはじめとする相談支援機関における適切な支援が必要となります。

また、障がいにより配慮が必要な子どもの保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面における関係機関との支援策の継続・連携が求められています。

そのため、早期発見・早期支援の観点から、市における健診の受診を勧奨するとともに、保育園や幼稚園と連携し、こども発達支援センターにおける相談機能の充実に努めます。また、教育機関への支援策の引継ぎの徹底や、関係者間のネットワークの強化に努め、ライフサポートファイルを有効活用した継続的かつ横断的な支援体制を整備していきます。

さらに、市内の小中学校における通常学級や特別支援学級のほか、特別支援学校における専門性の高い職員の確保を県へ求めるとともに、障がいへの理解促進に努めます。

5 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度利用の促進

障がいのある人が一人で生活していかざるを得なくなった場合でも、権利が保障された状態で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の更なる普及に努める必要があります。

一方で、障がいのある人の中に、制度自体を知らない人が多くいることや、後見人不足が課題となっています。

そのため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談の機会の増加に努めるとともに、研修会などを通じて市民後見人の確保に努めます。

(2) 差別を解消し障がいへの理解に満ちたまちづくりの推進

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」と改正された「障害者雇用促進法」が施行され、地方公共団体においても障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが求められます。

そのため、教育や雇用、社会活動などあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に取り組むとともに、「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう、講演会などの普及啓発事業に取り組めます。

(3) 虐待防止のための体制の整備

本市では、平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行を受け、障がいのある人が安心して暮らしていけるようにするため、成田市障がい者虐待防止センターを設置し、通報があった場合の支援体制を整備してきました。

虐待後の支援体制が整備されたことから、今後は虐待を未然に防ぎ、広く障がいのある人の権利を擁護するための取り組みについても求められています。

そのため、社会福祉施設職員への虐待防止のための研修を実施し、施設での虐待を未然に防ぐとともに、質の高い障害福祉サービスを提供できる職員の育成に努めます。

また、障がいのある人だけでなく、高齢者や児童への虐待についても、担当部署や関係機関と連携し一体となって支援できる体制の整備に努めます。

6 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるようにするために、大規模災害等において、個々の障がいのある人の障がい特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所等の緊急時の支援体制を整備する必要があります。

そのため、自力で避難することが困難な障がいのある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めます。

また、視覚障がいのある人、肢体不自由の人など避難所での居住空間に配慮が必要な人や知的障がいのある人、発達障がいのある人、精神障がいのある人、高次脳機能障がいのある人など一般の避難所で生活することが困難な人がいることから、既に設置している福祉避難所について、各事業所と連携し、それぞれの障がいの特性に配慮が可能となるよう拡充を図ります。

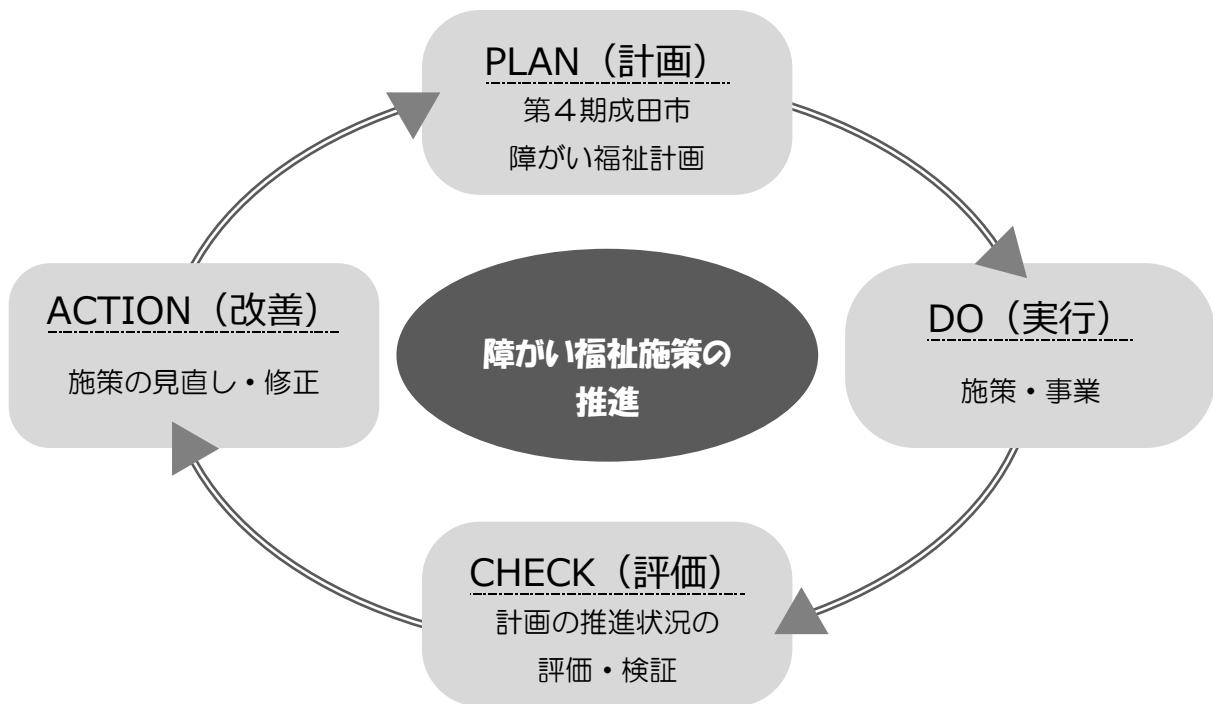
さらに、心身のケアや薬の手配など、障がいのある人が安心して避難生活が送れるよう整備を進めます。

第5章 計画の推進体制

1 障がい福祉計画の進行管理、情報公開

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

また、毎年度、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページにて市民に対し公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。



2 市民・事業者との協働

本計画を進めていくために、障がい当事者・家族をはじめとして、事業者、行政や関係機関との連携をより一層強化します。

3 国・県への要望

本計画の推進にあたっては、国や千葉県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度の実施に向けて、国及び千葉県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

第2部 各論

第1章 成果目標にかかる個別施策分野

本計画では、国の指針により、障がいのある人の地域生活への移行や一般就労への移行に関する成果目標を設定することとされています。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

成果目標の考え方

国の考え方

- 平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減する。
- 平成 26 年度末において、第3期障がい福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。



成田市の考え方

- 国の考え方に則って、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進し、平成 29 年度末時点の施設入所者数については、平成 25 年度末時点から 5 人削減した 107 人を目標とします。
- 地域生活への移行については、平成 26 年度までの地域生活移行者が 6 人の予定であることから、平成 27 年度から平成 29 年度までの 8 人を加え、14 人を目標とします。
- 施設入所者数の削減のため、地域で安心して生活できる支援体制を整えるほか、グループホームの整備を推進し、受け皿の確保に努めます。

成果目標

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者 (A)	112 人	平成 25 年度末時点の入所者数
【目標】 地域生活移行者の増加	14 人 12.5%	(A) のうち、平成 29 年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成 29 年度末時点の施設入所者 (B)	107 人	平成 29 年度の利用人員見込み
【目標】 施設入所者の削減	5 人 4.5%	差引減少見込み数 (A) - (B)

2 地域生活支援拠点等の整備

成果目標の考え方

国の考え方

- ・居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。



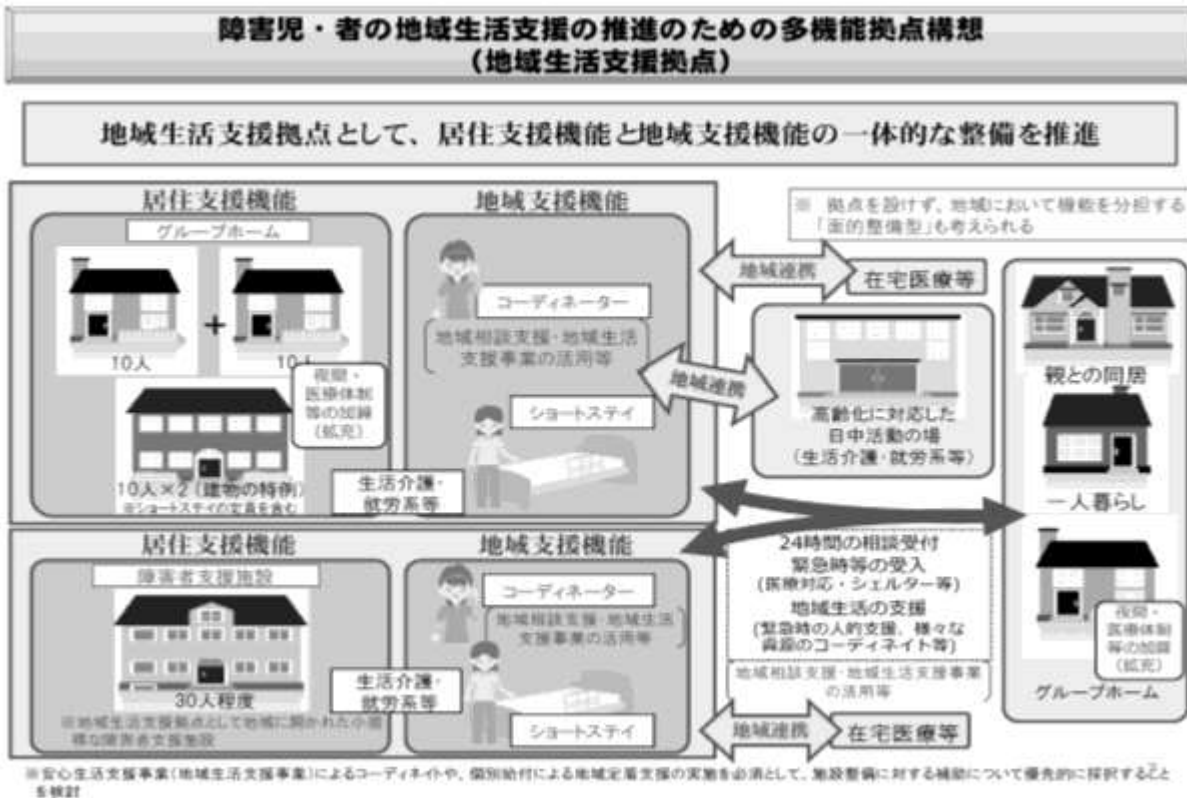
成田市の考え方

- ・千葉県や圏域内の自治体と連携し、平成 29 年度末までに地域生活支援拠点を1ヶ所整備することを目標とします。

成果目標

項目	数値	考え方
平成 26 年度時点の地域生活支援拠点の整備状況	0ヶ所	平成 26 年度 現状値
平成 29 年度末時点の地域生活支援拠点の整備状況	1ヶ所	平成 29 年度 目標値

◆参考:地域生活支援拠点等の整備イメージ



資料：厚生労働省 障害保健福祉関係会議 平成 26 年 3 月 7 日実施:主管課長会議資料

3 福祉から一般就労への移行促進

成果目標の考え方

国の考え方

- 平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。
- 平成 29 年度末における利用者数が、平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。



成田市の考え方

- 一般就労への移行者数については、平成 24 年度の実績が 12 人であることから、平成 29 年度において 24 人を目標とし、障がいのある人の就労支援を推進します。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成 25 年度末の利用者数が 17 人でしたが、本計画において、これまで以上に就労移行支援の利用を推進していくため、第 3 期計画期間中の利用者数の平均値である 20 人について 6 割以上増加することを見込み、平成 29 年度末において 32 人を目標とし、就労移行支援事業所の充実などを図ります。

成果目標

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者 (A)	12 人	平成 24 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	24 人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
	200%	増加率 (B) / (A)
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	17 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	32 人	就労移行支援事業の平成 29 年度末における利用者数
	188%	増加率 (D) / (C)
就労移行支援事業所数 (E)	2 ヶ所	平成 26 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加 (F)	2 ヶ所	平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
	100%	達成率 (F) / (E)

4 精神科病院から地域生活への移行促進

成果目標の考え方

国の考え方

- 平成 29 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とする。
- 平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。
- 入院期間が 1 年以上の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上削減する。



成田市の考え方

- 成果目標については都道府県のみが定めることとされているため、本市においては関連する活動指標のみを定めることとします。

第2章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類		サービスの名称	
障害福祉サービス	介護給付	訪問系サービス	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
			短期入所（ショートステイ）
	施設系サービス	生活介護	
		療養介護	
		施設入所支援	
	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
	訓練等給付	通所系サービス	就労移行支援
			就労継続支援（A型・B型）
			地域移行支援
地域相談支援		地域定着支援	

新しい障害福祉サービスの概要

平成24年6月に障害者自立支援法等を一部改正して成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（障害者総合支援法）」では、制度の谷間を埋めるべく、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講じています。

◇障害者総合支援法の概要

障がい者の範囲	○「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者・障がい児の範囲に難病等を追加
障がい支援区分の創設	○「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更
障がい者に対する支援	○重度訪問介護の対象拡大 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○地域移行支援の対象拡大 ○地域生活支援事業の追加
サービス基盤の計画的整備	○障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定、及び定期的な検証と見直しの法定化 ○自立支援協議会の名称について、地域の実状に応じて定められるよう弾力化、当事者や家族の参画の明確化

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護重度障害者等包括支援、

事業の概要

居宅介護	○自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。 【対象者】区分1以上
重度訪問介護	○自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の介護等を総合的に行います。 【対象者】区分4以上の肢体不自由者、重度の知的障がい者または精神障がい者で、一定の条件を満たす者
同行援護	○移動時及びそれに伴う外出先における視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）と、移動の援護、排せつ、食事等の介護等の援助を行います。 【対象者】視覚障がい者で一定の条件を満たす者
行動援護	○危機回避が困難な人などの外出を支援します。 【対象者】区分3以上の知的障がい者または精神障がい者で、一定の条件を満たす者
重度障害者等包括支援	○居宅介護やその他の障害福祉サービスを包括的に行います。 【対象者】区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、一定の条件を満たす者

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	88 人	94 人	100 人
	計画値	90 人	96 人	102 人
利用時間 (1月あたり)	実績値 B	1,341 時間	1,414 時間	1,510 時間
	計画値	1,458 時間	1,555 時間	1,652 時間
1 人あたりの利用時間 B/A		15.2 時間	15.0 時間	15.1 時間

現状と課題

- 平成 26 年 10 月現在、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は市内に 9 ヶ所、行動援護の指定を受けた事業所は市内に 1 ヶ所、同行援護の指定を受けた事業所は市内に 7 ヶ所あります。
- 第 3 期計画における実績は、実人数はほぼ計画値どおりで、利用時間は計画値を上回っています。
- 今後の難病患者等の対象者拡大に伴い、居宅介護等のサービス利用の増加が予想されます。
- 重度訪問介護の知的障がい、精神障がいへの対象拡大に伴い、時間枠の確保など地域間格差の生じないサービスが求められています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、精神障がいのある人の居宅介護へのニーズが増加しているという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、既存事業所の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、ホームヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

また、難病患者等のサービス利用については、医療状況の確認を行いながら、周知啓発を行います。

さらに、重度訪問介護については、対象拡大に対応できるよう事業者に働きかけるとともに、知的障がい及び精神障がいのある人に対して、制度の内容や利用方法について周知を行います。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1 月あたり）	107 人	114 人	121 人
実利用時間（1 月あたり）	1,616 時間	1,721 時間	1,827 時間

●●市内・近隣の事業所

あい愛
生活クラブ 風の村介護ステーションなりた
訪問介護事業所 新町玲光苑
ヤックスヘルパーステーション下総
介護あおぞら
【印西市】地域生活支援センター 一歩
【香取市】ニチケアセンター北佐原

居宅介護ステーション りんご
ニチケアセンター公津の杜
JA 成田市ヘルパーステーション美郷
シニア町内会公津の杜ヘルパーステーション
【富里市】千葉総合介護サービス
【酒々井町】訪問介護センター ドリーム
【四街道市】障害者就労・生活サポート ピース

2 日中活動系サービス

(1) 短期入所（ショートステイ）

事業の概要

○介護者の病気や冠婚葬祭時など、短期間、施設で介護サービスを提供します。

【対象者】 区分1以上

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	31 人	28 人	32 人
	計画値	33 人	35 人	37 人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	481 日	400 日	477 日
	計画値	439 日	466 日	492 日
平均利用日数	B/A	15.5 日	14.3 日	14.9 日

現状と課題

○平成 26 年 10 月現在、短期入所の指定を受けた事業所は市内に 3ヶ所あります。サービス利用者及び利用日数ともに計画値を下回っています。

○事業所・団体ヒアリングでは、精神障がいのある人が地域で生活するための訓練の場や家族支援としてのレスパイト（介護に伴う疲労を軽減するための休息）、入所待機など、多様なニーズが挙げられました。一方で、市内での利用に限られており、利用に結びつかないという意見が挙げられています。

また、精神障がいのある人について、短期入所できる施設が少ないことが懸念され、施設整備の要望が挙がっています。

整備方針と計画値

家族の負担軽減や緊急時の対応のため、引き続き市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。また、医療的ケアや強度の行動障がいによる特別な支援を必要とする人の短期入所が可能となるよう基盤の確保に努めます。加えて、精神障がいのある人の短期入所について、使いやすいサービスとなるよう施設整備の促進に努めます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	37 人	39 人	41 人
実利用日数（1月あたり）	516 日	542 日	570 日

●●市内・近隣の事業所

しもふさ学園	不二学園	ショートステイサービス玲光苑
【富里市】十倉厚生園	【富里市】協和厚生園	【富里市】富里福葉苑
【佐倉市】めいわ	【佐倉市】リホープ	【佐倉市】ルミエール
【佐倉市】さくら千手園	【四街道市】永幸苑	【四街道市】ピクシーフォレスト
【八街市】就職するなら明朗塾	【八街市】コスモ・ヴィレッジ	【香取市】佐原聖家族園
【東金市】ラ・ソスタ ※	【大網白里市】シエスタ ※	【旭市】聖母療育園
【匝瑳市】聖マーガレットホーム ※	【茨城県稲敷市】悠々 ※	

※主に精神障がいのある人の短期入所のための事業所です。

(2) 生活介護、療養介護

事業の概要

生活介護	<p>○常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行ったり、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p> <p>【対象者】 区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）</p>
療養介護	<p>○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。</p> <p>【対象者】 ①ALS患者等で人工呼吸器を使用する区分6の者 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって区分5以上の者 ③平成24年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所した人、または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していて、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>

実績

◆生活介護

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	219人	215人	225人
	計画値	224人	229人	235人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	4,425日	4,403日	4,568日
	計画値	4,726日	4,832日	4,959日
平均利用日数	B/A	20.2日	20.5日	20.3日

◆療養介護

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	9人	9人	8人
	計画値	9人	9人	9人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	273日	276日	248日
	計画値	279日	279日	279日
平均利用日数	B/A	30.3日	30.7日	31.0日

現状と課題

- 平成 26 年 10 月現在、生活介護の指定を受けた事業所は市内に 6ヶ所あり、そのサービス利用者及び利用日数は、計画値をやや下回っています。また、療養介護については、実利用者数はほぼ計画値どおりに推移しています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、特別支援学校の卒業生をはじめ、就労できずに生活介護を希望する人が利用に結びつかないという意見が挙げられています。
- 児童福祉法の改正に伴い、平成 24 年度からは、18 歳以上の重症心身障害児施設等入所者も療養介護の対象となっています。

整備方針と計画値

生活介護については、更なる需要の高まりが予測されるため、今後も市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、質の高いサービスを継続的に提供できるよう働きかけます。

◆生活介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	235 人	242 人	250 人
実利用日数（1月あたり）	4,841 日	4,985 日	5,150 日

◆療養介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	9 人	9 人	10 人
実利用日数（1月あたり）	279 日	279 日	310 日

●●市内・近隣の事業所

しもふさ学園

しもふさ工房

生活工房

【佐倉市】生活クラブ風の村とんぼ舎さくら

【佐倉市】根郷通所センター

【四街道市】永幸苑

【八街市】八街わらの里

【富里市】日吉厚生園

【四街道市】下志津病院 ※

※療養介護事業所

アーアンドディ だいえい

かしの木園

園芸デイサービスなりた

【佐倉市】さくら千手園

【印西市】いんば学舎・松虫

【四街道市】ピクシーフォレスト

【八街市】コスモ・ヴィレッジ

【富里市】デイとくら・輝

(3) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

事業の概要

○自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間必要な訓練を行います。

実績

◆自立訓練（機能訓練）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	1 人	1 人	2 人
	計画値	1 人	1 人	1 人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	6 日	16 日	40 日
	計画値	20 日	20 日	20 日
平均利用日数 B/A		6.0 日	16.0 日	20.0 日

◆自立訓練（生活訓練）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	2 人	6 人	4 人
	計画値	3 人	3 人	3 人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	22 日	65 日	44 日
	計画値	39 日	39 日	39 日
平均利用日数 B/A		11.0 日	10.8 日	11.0 日

現状と課題

○平成 26 年 10 月現在、市内に自立訓練（生活訓練）の指定を受けた事業所は 2ヶ所あります。

○自立訓練（機能訓練）は、実利用者数が 2人だった平成 26 年度までは、計画値と同等の利用状況で、利用日数については、計画値をやや上回っています。

○自立訓練（生活訓練）は、平成 25 年度、平成 26 年度で、計画値を上回っています。

○事業所・団体ヒアリングでは、地域での自立を見据えた訓練の場や福祉サービスに結びつぐための前段階として、自立訓練を求める意見が挙げられています。

整備方針と計画値

一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行い、より豊かな地域生活を送るための支援を図ることから、当事者への周知など利用拡大を図るとともに、今後も市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

◆自立訓練（機能訓練）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	2人	2人	2人
実利用日数（1月あたり）	42日	42日	42日

◆自立訓練（生活訓練）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	5人	5人	5人
実利用日数（1月あたり）	55日	55日	55日

●●市内・近隣の事業所

生活工房

【佐倉市】よもぎの園

【印西市】デイサービス秋桜

【千葉市】こころの風元気村

透光会ひだまり

【佐倉市】かぶらぎワークセンター

【千葉市】更生園

(4) 就労移行支援

事業の概要

○企業等での就労を希望する人に、一定期間必要な訓練を行います。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	20 人	17 人	21 人
	計画値	24 人	25 人	26 人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	402 日	307 日	426 日
	計画値	492 日	513 日	533 日
平均利用日数	B/A	20.1 日	18.1 日	20.3 日

現状と課題

- 平成 26 年 10 月現在、就労移行支援の指定を受けた事業所は市内に 2ヶ所あり、サービス利用者、利用日数ともに計画値を下回っています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、当事者自身の就労希望はあるものの、就労に結びつかない現状と、ジョブコーチなどの研修の場や、注意の仕方や失敗のフォローの仕方など職場への障がいの理解を求める意見が挙げられています。

整備方針と計画値

就労移行支援は障がいのある人の一般就労、地域で経済的に自立した生活基盤を築く基礎となる重要なサービスであることから、新規事業者の参入を促進するとともに、今後も市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(1月あたり)	24 人	28 人	32 人
実利用日数(1月あたり)	487 日	568 日	650 日

●●市内・近隣の事業所

就職するなら明朗アカデミー
【八街市】就職するなら明朗塾
【富里市】三愛ワークス御料
【四街道市】障害者就労・生活サポート ピース

ビーアンビジャス
【酒々井町】三愛ハート工房レガーロ
【富里市】ワークわく・きよさと

(5) 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

事業の概要

○企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行います。

実績

◆就労継続支援（A型）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	3人	4人	5人
	計画値	5人	6人	7人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	59日	83日	100日
	計画値	96日	115日	134日
平均利用日数 B/A		19.7日	20.8日	20.0日

◆就労継続支援（B型）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	75人	86人	87人
	計画値	78人	81人	84人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	1,408日	1,581日	1,653日
	計画値	1,490日	1,547日	1,604日
平均利用日数 B/A		18.8日	18.4日	19.0日

現状と課題

○就労継続支援（A型）は、企業等での就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスとして設けられ、サービス利用者、利用日数ともに計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。

○就労継続支援（B型）は、従前の授産施設等を利用していただ障がいのある人の就労の場として設けられ、平成 25 年度以降は、サービス利用者、利用日数ともに計画値を上回って増加しています。

○事業所・団体ヒアリングでは、サービス提供事業所の不足を懸念する意見が挙げられています。また、作業項目によっては、利用者の能力が生かされない場面が出てきてしまうことや、評価基準を事業所ごとに作り、利用者個々に見合った給与の設定が必要であるという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

今後、地域生活への移行が進むことにより、更なる需要の高まりが予測され、平成27年度以降に市内施設の整備が見込まれることから、就労継続支援B型の利用者数はこれまで以上に増加となる見込みです。引き続き市内及び近隣の事業所の協力を得て利用施設の確保に努めます。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき策定した「成田市障がい者就労施設等からの調達方針」に則り、市内の一般企業と連携し、障がいのある人の多様な就労機会の提供に努めます。

◆就労継続支援（A型）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	5 人	7 人	9 人
実利用日数（1月あたり）	100 日	140 日	180 日

◆就労継続支援（B型）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	92 人	97 人	107 人
実利用日数（1月あたり）	1,748 日	1,843 日	2,033 日

●●市内・近隣の事業所

ピーアンビシヤス（A型・B型）

成田市そのみの園（B型）

三愛ワークス成田（B型）

【佐倉市】あらた（A型）

【八街市】就職するなら明朗塾（B型）

【酒々井町】ワーク・かなえ（B型）

アーアンドディ だいえい（B型）

かしの木園（B型）

透光会ひだまり（B型）

【富里市】三愛ワークス御料（B型）

【八街市】明朗ワークス（B型）

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

事業の概要

○共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値	56人	62人	67人
	計画値	60人	67人	74人

現状と課題

- 障がいのある人が地域で生活するためには、暮らしやすい住まいの場が必要です。福祉施設や病院からの地域生活への移行促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する人のために、特に、知的障がいや精神障がいのある人の暮らしの拠点を確保することが重要となります。現在、国では、障がい者グループホーム利用者への家賃助成制度を創設し、利用を促進しています。
- 平成 26 年 10 月現在、共同生活援助の指定を受けた事業所は、市内に 19 ヶ所あります。共同生活援助の利用を促進するため、家賃助成制度やグループホーム等運営費補助金制度を創設しているものの、サービス利用者は計画値よりもやや少なくなっています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、地域移行が推進される中で、グループホームをはじめとした地域の受け皿が不足しているという意見が挙げられています。また、精神障がいや強度行動障がいなど、障がいの種類に応じたグループホームが求められています。
- 退院後の円滑なグループホームへの入居などのため、病院側の退院までのステップを事業所側と共有・連携して実施するなど、医療との連携を充実させる必要があります。
- さらに、親亡き後を見据え、グループホームの体験利用など、保護者が健在なうちから将来入所できるよう準備できる環境が求められています。

整備方針と計画値

介護者の高齢化などによる在宅の介護力の低下や、施設・病院からの移行など、グループホームへの入居に関する需要を踏まえ、地域への移行を促進し、かつ地域で安心して生活ができるよう計画値を見込みます。また、今後、地域生活への移行に伴い予測される需要の高まりに対応するため、広域的な取り組みの中で、サービス事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	74 人	80 人	85 人

●●市内の事業所

さわやかリビングⅠ番館	宝田ホーム
みやしもホーム	しんまちホーム
ビーアンビシャス加良部寮	ビーアンビシャスマごころの家
サザンカの里	ホーム・しらゆり
あじさい荘	さざんか荘
葉の花ホームズ	ひかりホーム
（小野・倉水・高・青新・みかん・中里・うぐいす・まなむすめ）	

(2) 施設入所支援

事業の概要

○施設に入所する人への、夜間や休日における入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【対象者】区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値	115 人	112 人	115 人
	計画値	123 人	120 人	116 人

現状と課題

○平成 26 年 10 月現在、施設入所支援の指定を受けた事業所は市内に 1 ヶ所あり、サービス利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。

整備方針と計画値

施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域で生活が可能な人については、その移行を支援します。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(1月あたり)	113 人	110 人	107 人

●●市内・近隣の事業所

しもふさ学園

【佐倉市】めいわ

【佐倉市】ルミエール

【四街道市】ピクシーフォレスト

【八街市】コスモ・ヴィレッジ

【富里市】協和厚生園

【富里市】富里福葉苑

【佐倉市】リホープ

【佐倉市】さくら千手園

【四街道市】永幸苑

【八街市】就職するなら明朗塾

【富里市】十倉厚生園

4 相談支援

(1) 計画相談支援

事業の概要

計画相談支援	○障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	○障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	○居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

実績

◆計画相談支援

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値	21 人	31 人	100 人
	計画値	40 人	79 人	118 人

◆地域移行支援

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値	0 人	0 人	1 人
	計画値	1 人	1 人	2 人

◆地域定着支援

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値	4 人	1 人	3 人
	計画値	2 人	5 人	5 人

現状と課題

- 計画相談支援は、障害福祉サービスを利用する人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な人に対するサービス等利用計画作成等を行うもので、平成 26 年 10 月現在、指定相談支援事業所は市内に 5ヶ所あります。
- 原則として、平成 26 年度末までに全ての障害福祉サービス利用者はサービス等利用計画の作成が義務づけられていることから、平成 26 年度の実績は大幅に増加する見込みです。
- 地域移行支援、地域定着支援については、計画値を下回り、若干名の利用に留まっています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、職員の兼務や配置上の問題、事業所や支援員ごとのスキルの差など、相談支援事業所ごとに抱える実状が異なるため、情報共有など他機関との連携を強化し、より円滑に計画相談・地域相談を行えるようにしていく必要があるという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

地域移行によるグループホームなどの利用者の増加などを踏まえ、サービス利用計画を作成する利用者数の必要量を見込みます。また、市内の事業者を中心にサービス提供体制を確保できるよう事業への参入を働きかけるとともに、相談支援専門員の段階的な増員や質の高いサービスの提供が行われるよう、サービス事業者との連携を図ります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 実利用者数 (1月あたり)	102 人	104 人	106 人
地域移行支援 実利用者数 (1月あたり)	2 人	2 人	3 人
地域定着支援 実利用者数 (1月あたり)	5 人	5 人	5 人

●●市内の指定相談支援事業所

相談支援事業所 新町デイサービスセンター 玲光苑
菜の花会相談支援事業所
成田地域生活支援センター
あい愛ケアプラン (NPO あい愛)

ささえあい (社会福祉法人 大成会)
地域生活支援センター サザンカの里
障がい者相談支援室 (NPO グループ彩)
就職するなら明朗アカデミー

第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称		
必須事業	理解促進研修・啓発事業		
	自発的活動支援事業		
	相談支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター
			市町村相談支援機能強化事業
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	
		成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業		
	意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業（常勤）	
		手話通訳者・要約筆記派遣事業（利用者）	
		声の広報配布事業	
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練等支援用具	
		自立生活支援用具	
		在宅療養等支援用具	
		情報・意思疎通支援用具	
		排せつ管理支援用具	
		居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	
	手話奉仕員養成研修事業		
	移動支援事業	個別・グループ支援型	
		車両移送型	障害者通所施設等運営事業
			障害者移送サービス事業
			福祉タクシー事業
			障害者通所施設交通費助成事業
			身体障害者自動車改造費助成事業
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業			
福祉カー貸付事業			
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型 （精神障害者地域生活支援センター型）		
	地域活動支援センターⅡ型（障害者デイサービス型）		
任意事業	日中一時支援事業		
	福祉ホーム運営費補助事業		
	障害者グループホーム等運営費補助金事業		
	訪問入浴サービス事業		
	紙おむつ給付事業		
	寝具乾燥サービス事業		
	配食サービス事業		
	緊急通報装置設置事業		
	徘徊高齢者等家族支援サービス事業		
	グループホーム等家賃助成事業		
	障害福祉サービス等利用者負担助成事業		
	児童福祉施設入所負担金助成事業		
	更生訓練費給付事業		
	知的障害者職親委託事業		

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業の概要

○地域の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

実績

※第3期計画において計画値を設定しておらず、事業として整備中のため実績値なし。

現状と課題

○事業所・団体ヒアリングでは、地域の中でも、障がいのある人への理解に差があり、啓発の機会をより多く作る必要があるという意見が挙げられています。また、自閉症について、理解を深め、適切な対応を行えるよう講演会を開き、関係機関だけでなく、一般市民への参加を促進していく必要があるという意見も挙げられています。

整備方針と計画値

障がいのある人への理解の啓発のため、市民向けの研修会を実施します。

また、障がいのある人の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

事業の概要

○障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピア・サポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

実績

○本市では多くの障がい者団体（当事者会・家族会）が活動しており、団体の連絡組織として「成田市福祉連合会」が活動しています。市はこの連合会の事務局として活動支援を行っています。

現状と課題

○事業所・団体ヒアリングでは、特に重点的に取り組むべき課題として、災害時の障がい者や高齢者への地域の支援、見守りが必要であるという意見が挙げられています。

また、地域を見回り、話し相手になれるボランティアの育成、地域住民の理解を深め、災害時に互いが協力できる体制作りを求める意見が挙げられています。

整備方針と計画値

引き続き福祉団体の支援を行うとともに、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

事業の概要

相談支援事業	
障害者相談支援事業	○障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のから相談支援を総合的に行います。
市町村相談支援機能強化事業	○相談支援機能強化のため、相談支援に専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	○公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	実績値	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	計画値	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
基幹相談支援センター	実績値	-	-	1ヶ所
	計画値	-	1ヶ所	1ヶ所
市町村相談支援機能強化事業	実績値	実施	実施	実施
	計画値	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実績値	実施	実施	実施
	計画値	実施	実施	実施

現状と課題

- ほっとすまいるセンター（基幹相談支援センター）を中心に、相談支援及び情報提供、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）などの充実を図っています。
- 平成 26 年度に基幹相談支援センターを設置し、市民ニーズに対応できるよう相談機能の強化を図っているほか、増加傾向が著しい精神障がいのある人への支援の充実を図るため、障がい者福祉課に精神保健福祉士を配置し、相談機能を強化しています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、いかなるケースの相談にも対応することができるよう、市や基幹相談支援センターが中心となって、事業所と連携して、サービス調整会議等を積極的に行うべきであるという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

障がいのある人の総合的な相談や市内相談支援機関などの連携強化などに対応できる体制を整備するとともに、障がいのある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業の概要

○判断能力が不十分で身寄りがない人などの権利を擁護することを目的に、成年後見制度利用を促進するため、成年後見制度の利用に際して申立に要する経費や、後見人等の報酬を助成します。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数	実績値	2 人	1 人	1 人
	計画値	3 人	4 人	5 人

現状と課題

- 成年後見制度利用支援事業については、計画値を下回るものの、各年度で利用がみられません。
- 事業所・団体ヒアリングでは、だれに相談をしてだれを後見人にすれば良いかなど、障がいのある人が成年後見制度についての制度を十分に理解できておらず、利用に結びつきづらいつという意見が挙げられています。
- また、後見人の確保が難しい現状や、法人による成年後見への保護者からの期待などについて意見が挙げられています。

整備方針と計画値

障がいのある人の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、広報や相談支援事業などを通じて、必要な人が利用できるよう制度の周知に努めます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	3 人	4 人	6 人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業の概要

○成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

実績

※第3期計画において計画値を設定しておらず、事業として整備中のため実績値なし。

現状と課題

○研修などによる啓発活動のほか、法人後見が可能となる体制の整備を進めていくことが求められています。

○事業所・団体ヒアリングでは、成年後見制度の利用を活性化するために、家族会等をはじめとした多様な主体の法人化が必要であるという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

関係機関・団体と連携しながら、法人後見事業の実施に向けた検討を行います。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	検討	検討	実施

(6) 意思疎通支援事業

事業の概要

手話通訳者設置事業 (常勤)	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人との意思疎通を図るため、手話通訳者を市役所などの窓口に設置します。
手話通訳者・要約筆記派遣事業(利用者)	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人と意思疎通を図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
声の広報配布事業(利用者)	○視覚に障がいのある人のために「広報なりた」「議会だより」の録音テープを配布します

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
手話通訳者設置事業(常勤)	実績値	2人	1.5人	1.5人
	計画値	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記派遣事業(利用者)	実績値	46人	43人	44人
	計画値	40人	41人	42人
声の広報配布事業(利用者)	実績値	17人	18人	18人

現状と課題

- 手話通訳者設置事業(常勤)については、計画値どおりに利用がみられます。また、手話通訳者・要約筆記派遣事業(利用者)については、計画値をやや上回って利用がみられます。
- 事業所・団体ヒアリングでは、聴覚や視覚に障がいのある人が公共機関などを利用する場合において、手話や点字などのコミュニケーションの手段があまり普及していないため、意思疎通をとることが難しく不便なことがあるという意見が挙げられています。また、悩みや困りごとがあっても気軽に相談できない場合があり、必要なときに適切なコミュニケーションがとれるよう、手話通訳者を増やしてほしいという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

身近な地域でより多く手話奉仕員が活動することができるよう、養成研修による人材の育成に努めます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者設置事業（常勤）	2 人	2 人	2 人
手話通訳者・要約筆記派遣事業（利用者）	45 人	46 人	48 人
声の広報配布事業（利用者）	18 人	19 人	20 人

(7) 日常生活用具給付等事業

事業の概要

日常生活用具給付等事業	○障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
介護・訓練等支援用具	○特殊寝台、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	○入浴補助用具、移動・移乗支援用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	○ネブライザー、たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	○携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭等
排せつ管理支援用具	○ストーマ装具等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	○小規模な段差解消等の改修工事

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
介護・訓練等支援用具	実績値	6 件/年	7 件/年	10 件/年
	計画値	6 件/年	6 件/年	6 件/年
自立生活支援用具	実績値	28 件/年	20 件/年	14 件/年
	計画値	24 件/年	24 件/年	24 件/年
在宅療養等支援用具	実績値	19 件/年	14 件/年	16 件/年
	計画値	16 件/年	16 件/年	16 件/年
情報・意思疎通支援用具	実績値	20 件/年	17 件/年	22 件/年
	計画値	24 件/年	24 件/年	24 件/年
排せつ管理支援用具	実績値	330 件/年	337 件/年	350 件/年
	計画値	340 件/年	360 件/年	380 件/年
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績値	4 件/年	1 件/年	2 件/年
	計画値	2 件/年	3 件/年	4 件/年

現状と課題

- 介護・訓練等支援用具については、計画値をやや上回って利用がみられます。
- 自立生活支援用具、在宅療養等支援用具については、利用件数は減少傾向にあります。
- 排せつ管理支援用具については、利用件数は計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。
- 事業所・団体ヒアリングでは、助成対象になるものがわからないことから、障がいのある人へ必要な生活支援用具が行き届いていない場合があるという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業などを通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練等支援用具	8 件/年	9 件/年	10 件/年
自立生活支援用具	24 件/年	25 件/年	26 件/年
在宅療養等支援用具	17 件/年	18 件/年	19 件/年
情報・意思疎通支援用具	24 件/年	25 件/年	27 件/年
排せつ管理支援用具	370 件/年	390 件/年	410 件/年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4 件/年	4 件/年	4 件/年

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

○聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実修了者数	前期	20 人	20 人	14 人
	後期	18 人	18 人	18 人

※平成 25 年度までは、前期を「入門課程」、後期を「基礎課程」として実施。

現状と課題

- 平成 26 年度より、カリキュラムを変更し、研修を前期と後期に分け、前期では広く興味のある人を対象に入門課程を、後期では前期研修を修了した人を対象に基礎課程を実施しています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、公共機関等において、手話通訳者が不足しているという意見が挙げられています。また、聴覚に障がいのある人の中には筆談を苦手とする人も多く、手話がもっと普及してほしいという意見も挙げられています。

整備方針と計画値

身近な地域でより多くの手話奉仕員が活動できるよう、養成研修の普及及び人材の育成に努めます。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実修了見込み者数	前期	20 人	20 人	20 人
	後期	14 人	20 人	20 人

(9) 移動支援事業

事業の概要

○屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	47 人	52 人	57 人
	計画値	41 人	43 人	45 人
実利用時間 (1月あたり)	実績値 B	300 時間	328 時間	359 時間
	計画値	281 時間	301 時間	315 時間
1人あたりの利用時間 B/A		6.4 時間	6.3 時間	6.3 時間

現状と課題

- 移動支援事業については、サービス利用者、利用時間ともに計画値を上回り増加傾向にあります。
- 事業所・団体ヒアリングでは、サービス利用にあたっては事前申請を必要とするため、緊急時等での利用が難しいという意見が挙げられています。さらに、近隣にサービス事業所がない利用者にとって、移動手段が乏しいことが懸念されています。また、事業所側からは、採算性の関係上事業の拡大が難しいという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、近隣市町との連携を図り、サービス事業者に対して働きかけを行います。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (1月あたり)	62 人	67 人	72 人
実利用時間 (1月あたり)	391 時間	422 時間	454 時間

●●市内・近隣の事業所

生活クラブ 風の村介護ステーションなりた
居宅介護ステーション りんご
JA 成田市ケアセンター美郷

訪問介護事業所 新町玲光苑
あい愛
【富里市】千葉総合介護サービス

(10) 地域活動支援センター

事業の概要

地域活動支援センター	○創作的活動や生産活動等の支援を行うとともに、下記の事業を実施します。
地域活動支援センターⅠ型 (精神障害者地域生活支援センター型)	○精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型 (障害者デイサービス型)	○雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
市内施設利用分	実績値	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	計画値	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	実績値	130人/年	140人/年	145人/年
	計画値	135人/年	139人/年	143人/年
市外施設利用分	実績値	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	計画値	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	実績値	0人/年	0人/年	0人/年
	計画値	2人/年	3人/年	3人/年

現状と課題

- 平成 26 年 10 月現在、地域活動支援センターⅠ型は、市内に 2ヶ所、Ⅱ型は市内に 1ヶ所あり、利用者は計画値を上回って増加しています。また、市外施設の利用者はみられません。
- 事業所・団体ヒアリングでは、地域活動支援センターⅡ型の資源が少なく、発達障がいのある人の日中活動の受け皿を担える施設があればよいという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

障がいのある人の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、広域での連携も含めて事業を実施します。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市内施設利用分	3 ヶ所	3 ヶ所	3 ヶ所
	150 人/年	157 人/年	165 人/年
市外施設利用分	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
	2 人/年	2 人/年	2 人/年

●●市内・近隣の事業所

成田地域生活支援センター
新町デイサービスセンター 玲光苑

地域生活支援センター サザンカの里
【富里市】十倉厚生園

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

事業の概要

○障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	50 人	71 人	75 人
	計画値	75 人	80 人	85 人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	435 日	567 日	623 日
	計画値	653 日	696 日	740 日
1 人あたりの利用日数 B/A		8.7 日	8.0 日	8.3 日

現状と課題

○平成 26 年 10 月現在、日中一時支援の指定を受けた事業所は市内に 11 ヶ所あります。

サービス利用者数、利用日数ともに、計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。

○事業所・団体ヒアリングでは、独居の障がいのある人や対人関係を築くことが苦手な人などが、サービスの利用につながらないことを懸念する意見が挙がっています。また、障がいのある人が自宅以外に楽しみの場を持ったり、家族の負担を軽減することを目的として、サービスのニーズが高まっています。

さらに、障がいの種類によって、必要な対応が異なってくるため、それぞれのニーズに応じたサービスの提供が求められています。

整備方針と計画値

日中一時支援事業は現行体制を維持しつつ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (1月あたり)	81 人	87 人	93 人
実利用日数 (1月あたり)	672 日	722 日	772 日

●●市内の事業所

のぞみの園	しもふさ工房	アーアンドティ だいえい
かしの木園	不二学園	ぬくもりの里 はな
ピーアンビシャス	生活工房	あじさい工房
成田・地域でともに歩む会 かたつむり	ひだまり	

(2) 訪問入浴サービス

事業の概要

○自宅での入浴が困難な障がいのある人等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実利用者数	実績値	8人	7人	8人

※第3期計画において、計画値の設定なし

現状と課題

○自宅での入浴が困難な障がいのある人等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

整備方針と計画値

現行体制を維持しつつ、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	9人	9人	10人

(3) 知的障害者職親委託

事業の概要

- 一定期間、知的障がいのある人の援護に熱意を有する事業経営者など（職親）のもとで、就労を目指した生活指導や技能習得訓練などを実施します。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実利用者数	実績値	2人	3人	2人

※第3期計画において、計画値の設定なし

現状と課題

- 特別支援学校卒業後の進路として、一般就労や就労移行支援事業所など、自宅から通える場が望まれる傾向があり、新規の制度利用希望者数は伸びていません。

整備方針と計画値

知的障がいのある人の就労支援と地域生活支援のため、制度の周知を図ります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	3人	3人	3人

第4章 障がい児福祉サービスの見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称	
障がい児福祉サービス	障がい児通所支援	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		医療型児童発達支援
		保育所等訪問支援
	障がい児相談支援	障害児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
	障がい児入所支援※	福祉型
		医療型

※障がい児入所支援については都道府県所管の事業のため、本計画では目標値を設定しません。

児童福祉法の改正による障がい児福祉サービスについて

平成24年4月1日に児童福祉法が改正されました。この改正により、障がいや発達に遅れのある児童及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、これまで障がい種別ごとに分かれていた障がい児施設が、通所による支援（障がい児通所支援）と入所による支援（障がい児入所支援）にそれぞれ一元化されています。

また、障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」は廃止され、児童福祉法に基づく、未就学児対象の「児童発達支援」と学齢児対象の「放課後等デイサービス」に移行しています。

◇児童福祉法の一部改正の概要

身近な支援の充実	○重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれている障がい児施設（通所・入所）について一元化
放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設	○学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設（20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。） ○保育園等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設
在園期間の延長措置の見直し	○18歳以上の障がい児施設入所者に対し、年齢に応じた支援を実施するため、原則として障害者総合支援法のサービスを提供

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

事業の概要

児童発達支援	○就学前の障がいや発達に遅れのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。
放課後等デイサービス	○学齢期以降の障がいや発達に遅れのある児童に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するサービスです。

実績

◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	170 人	184 人	196 人
	計画値	151 人	156 人	161 人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	1,006 日	1,210 日	1,235 日
	計画値	906 日	936 日	966 日
1 人あたりの利用日数 B/A		5.9 日	6.6 日	6.3 日

現状と課題

- 児童発達支援と放課後等デイサービスについては、サービス利用者と利用日数ともに、計画値を上回って増加しています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型で実施している事業所から、利用者の年齢や障がいの種類によって対応も変わるという意見が挙げられています。特に、両サービスを同じ時間帯で実施すると、子どもの体の大きさなどが異なることから、安全面への配慮が懸念されています。また、子ども一人に対して支援にあたる支援員の人数についても、偏りが生じてしまうことで、適切な支援ができないのではないかという意見が挙がっています。

整備方針と計画値

身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けることができるよう、それぞれの児童の特性やニーズに応じたサービス量の確保を図ります。

◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	208 人	221 人	235 人
実利用日数（1月あたり）	1,310 日	1,392 日	1,481 日

●●市内・近隣の事業所

成田市こども発達支援センター

おもちゃ箱なりた

ぬくもりの里第2たんぼぼ

【富里市】つくしんぼ

【富里市】パレット

【佐倉市】モチモチの森

【印西市】憩いの里さくら

【神崎町】みにトマト

※放課後等デイサービスのみ利用が可能

本城ルーム ※

ぬくもりの里たんぼぼ

【富里市】第2つくしんぼ ※

【佐倉市】生活クラブ風の村 あかとんぼ佐倉 ※

【印西市】ほっぷ

【香取市】コスモスの花

【多古町】多古新町ハウス※

(2) 医療型児童発達支援

事業の概要

○未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実利用者数 (1月あたり)	実績値 A	2人	2人	2人
実利用日数 (1月あたり)	実績値 B	5日	8日	8日
1人あたりの利用日数 B/A		2.5日	4.0日	4.0日

※第3期計画において、計画値の設定なし

現状と課題

○医療型児童発達支援については、利用人数は同数で推移している一方で、利用日数は増加しているため、1人あたりの利用日数が増加しています。

整備方針と計画値

サービス提供者である医療機関との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (1月あたり)	2人	3人	3人
実利用日数 (1月あたり)	8日	12日	12日

●●近隣の事業所

【千葉市】千葉リハビリテーションセンター児童発達支援センター

【千葉市】千葉市療育センター すぎのこルーム

【千葉市】大宮学園たけのこルーム

(3) 保育所等訪問支援

事業の概要

○保育園・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

実績

※第3期計画において計画値を設定しておらず、事業として整備中のため実績値なし。

現状と課題

○事業の実施にあたり、今後サービスを提供する事業者の確保や保育園との連携体制などが課題となります。

整備方針と計画値

利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設と連携を図ります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	4人	5人	6人
実利用日数（1月あたり）	8日	10日	12日

●●市内の事業所

成田市こども発達支援センター

2 障がい児相談支援

(1) 障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助

事業の概要

障がい児支援利用援助	○障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「障がい児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障がい児支援利用計画」の作成を行います。
継続障がい児支援利用援助	○利用している障がい児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障がい児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

実績

◆障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
実利用者数(1月あたり)	0人	7人	34人

※第3期計画において計画値を設定していないため、実績値のみ掲載

現状と課題

- 平成 26 年 10 月現在、障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助の指定を受けた事業所は、市内に4ヶ所あります。原則として、平成 26 年度末までに全てのサービス利用者はサービス等利用計画の作成が義務づけられていることから、平成 26 年度の実績は大幅に増加しています。
- 事業所・団体ヒアリングでは、発達に遅れがある子どもを持つ保護者が気軽に相談ができる場が身近にないことや情報不足により、早期の発見や療育につながらないという意見が挙げられています。また、障がい認定された際は、子どもを円滑にサービスの利用に結びつけることが求められています。

整備方針と計画値

地域で生活する障がい児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、障がい児支援利用計画の作成のための情報の発信等を行います。

◆障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	35 人	36 人	37 人

●●市内の事業所

成田市こども発達支援センター
菜の花会相談支援事業所

ささえあい（社会福祉法人 大成会）
成田地域生活支援センター

資料編

資料1 計画策定の経緯

開催日	会議名等
平成25年11月29日～ 平成25年12月16日	成田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査の実施
平成26年8月21日	第1回 成田市保健福祉審議会
平成26年8月～9月	関係団体・事業所等アンケート・ヒアリング実施
平成26年11月11日	第2回 成田市保健福祉審議会
平成27年1月15日～ 2月15日	パブリックコメントの実施
平成27年1月27日	第3回 成田市保健福祉審議会
平成27年3月13日	第4回 成田市保健福祉審議会 (成田市保健福祉審議会へ諮問)
平成27年3月24日	成田市保健福祉審議会 答申

資料2 障がい者の現状

身体障害者手帳

手帳所持者の推移

(各年3月31日現在／単位：人)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚	障がい児	7	7	7	4	5
	障がい者	188	188	182	186	187
聴覚	障がい児	16	16	19	19	20
	障がい者	222	225	226	231	242
音声・言語	障がい児	—	1	—	1	—
	障がい者	35	35	32	32	32
肢体	障がい児	47	46	47	48	51
	障がい者	1,603	1,663	1,699	1,739	1,764
内部	障がい児	15	15	16	18	19
	障がい者	804	819	852	903	932
計	障がい児	85	85	89	90	95
	障がい者	2,852	2,930	2,991	3,091	3,157
合計		2,937	3,015	3,080	3,181	3,252

身体障害者手帳等級別内訳

(平成 26 年 3 月 31 日現在／単位:人)

障がい別	年齢区分	合計	内 訳					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障がい	18 歳未満	5	4	1	0	0	0	0
	18 歳以上 40 歳未満	18	4	5	2	3	4	0
	40 歳以上 65 歳未満	56	20	20	6	1	7	2
	65 歳以上	113	51	37	5	5	9	6
	小計	192	79	63	13	9	20	8
聴覚・平衡機能障がい	18 歳未満	20	0	9	2	1	0	8
	18 歳以上 40 歳未満	26	0	9	2	2	0	13
	40 歳以上 65 歳未満	49	3	22	7	9	0	8
	65 歳以上	167	2	34	22	48	0	61
	小計	262	5	74	33	60	0	90
音声・言語・そしゃく機能障がい	18 歳未満	0	/	0	0	0	/	/
	18 歳以上 40 歳未満	2	/	0	0	2	/	/
	40 歳以上 65 歳未満	7	/	0	4	3	/	/
	65 歳以上	23	/	0	17	6	/	/
	小計	32	/	0	21	11	/	/
肢体不自由	18 歳未満	51	35	6	3	5	1	1
	18 歳以上 40 歳未満	118	38	23	13	21	13	10
	40 歳以上 65 歳未満	545	113	136	96	113	52	35
	65 歳以上	1,101	220	262	197	302	68	52
	小計	1,815	406	427	309	441	134	98
内部障がい	18 歳未満	19	10	0	5	4	/	/
	18 歳以上 40 歳未満	54	34	3	10	7	/	/
	40 歳以上 65 歳未満	277	203	3	25	46	/	/
	65 歳以上	601	359	8	85	149	/	/
	小計	951	606	14	125	206	/	/
合 計	18 歳未満	95	49	16	10	10	1	9
	18 歳以上 40 歳未満	218	76	40	27	35	17	23
	40 歳以上 65 歳未満	934	339	181	138	1723	59	45
	65 歳以上	2,005	632	341	326	510	77	119
	合計	3,252	1,096	578	501	727	154	196

療育手帳

療育手帳手帳所持者の推移

(各年3月31日現在/単位:人)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
重度	障がい児	47	53	54	61	66
	障がい者	198	206	209	234	242
中度	障がい児	54	53	53	41	51
	障がい者	128	125	123	140	142
軽度	障がい児	94	105	116	105	129
	障がい者	92	96	102	120	144
計	障がい児	195	211	223	207	246
	障がい者	418	427	434	494	528
合計		613	638	657	701	774

療育手帳所持者の内訳

(平成26年3月31日現在/単位:人)

障がい程度		18歳未満	18歳以上	小計	合計
最重度	㊦	20	5	25	131
	㊦の1		46	46	
	㊦の2		60	60	
重 度	Aの1	45	125	170	178
	Aの2	2	6	8	
中 度	Bの1	50	142	192	192
軽 度	Bの2	129	144	273	273
合計		246	528	774	774

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(各年3月31日現在/単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
計	470	547	613	693	801

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

(平成26年3月31日現在/単位:人)

	1級	2級	3級	計
計	101	494	206	801

資料 千葉県精神保健福祉センター

資料3 関係団体・事業所アンケート調査結果概要

1 調査概要

本計画を策定するにあたり、障がい福祉に関係する団体や事業所等に対しアンケート調査ならびにヒアリング調査を実施しました。

◆調査実施期間

平成26年9月11日～26日

◆調査実施方法

事前に配布・回収したアンケート調査に基づくヒアリング

◆対象団体・事業所

○団体（8団体）

成田市福祉会
成田市肢体不自由児（者）父母の会
成田市手をつなぐ育成会
成田市ことばと心を育む親の会
成田市視覚障害者福祉協会
成田市聴覚障害者協会
精神障害者家族会「なりた会」
印旛地区自閉症協会成田部会

○事業所（11事業所）

障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）
（医）聖母会 成田地域生活支援センター
（医）透光会 地域生活支援センターサザンカの里
（福）豊立会
（福）大成会
（福）菜の花会
（福）まごころ
（NPO）グループ彩
（NPO）花かご会
（NPO）成田・地域でともに歩む会かたつむり
（NPO）あい愛

2 調査結果（抜粋）

（1）障害福祉サービス等について

- ①日中活動系サービス〈就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、短期入所サービスなど〉について

【就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）】

- いわゆる「平成27年3月問題」に対処するためにも、就労移行支援事業所の社会資源創設が急務と考えます。成田市は、知的領域だけでも富里・香取と二つの特別支援学校への通学者を抱えています。特別支援学校高等部3年生の卒業後の進路を見据えての体制整備（相談・アセスメントを担える体制）も現時点ではまだ十分とは言えないと思います。
- 就労移行支援事業所の創設にあたっては、市内で就労継続支援A型ないしB型事業所を運営している法人との密な情報共有がまず必要だと思います。
- 就労移行支援については、期限内の就労が難しい現状がある。
- 就労継続支援について、A型は、最賃は最も重視しているがB型の工賃とのバランスが難しい（多機能型のため）。また、B型は工賃アップのため、施設外就労を重視するべきである。
- 市役所、行政に関係する場所を、障がいがある人達の就労の場やA型事業が開けるような場所を提供することが望まれる。

【療養介護、生活介護】

- 障がい別、程度、年齢によって受けたいサービスなど異なると思うが、高齢になった身体障がい者の場合、生活介護支援を受けたいが、家族や子どもと同居している等の理由で受けられないとの声が聞かれる。
- 生活介護サービスが利用できる施設が少ないと感じる（成田ニュータウンにもほしい）。
- 生活介護は、障害程度区分では判定できない、軽度でも発達障がい等のアスペルガー、自閉症など、執拗で脅迫的に着きまとう、他害等で集団を乱し、他利用者を不安にさせる。強度行動障がいに届かない方が多くの日中活動系のところにいる現状です。

【自立訓練（機能訓練、生活訓練）】

- 福祉サービスに結びつくための前段階として、自立訓練等をもう少し積極的に取り組んでほしい。
- 自立訓練（特に訪問対応可能な事業所）資源が増えれば地域での生活支援においてより選択肢が広がると思います。

【短期入所サービス】

- 短期入所施設が成田市内で利用できるようにしてほしい。
- 短期入所に関しては、特にアスペルガー症候群などの発達障がいも含めた精神障がいのある方を受け入れる資源が非常に少ないと思います。入院病床削減の傾向にある昨今で、成田市においても緊急時に受け入れ可能な資源が市内にも必要と思います。
- 精神障がい者の短期入所サービスが市内に存在しない。
- 医療的ケアに対応できるショートステイを自宅から気軽に行ける範囲に設置し、重度心身障がい児者の負担軽減と利便性を高めるよう随時地方自治体に要望する。

②訪問系サービス〈居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援など〉についてお聞きします。

- 近年、社会資源が増えてきていると思いますが、高齢領域に比べると依然として不足しているように感じます。
- 訪問系サービスの施設等の実態等の理解が乏しい。
- まだまだこのサービス自体がどのような物か実態を知らない潜在的な利用者が多いのではないかと思います（ヘルパーという言葉は知っていても、実際にどのような事を手伝ってもらえるか分からない、どういった手続きが必要か分からない等）。特に、成田市においては立地上外国人居住者も多くいらっしゃると思います。
- 精神を対応するヘルパー事業所がもっと増えてほしい。
- ヘルパーはやる事が決まっており、それ以外はできないのもっと自由度が高い訪問があったらいいと思う。
- 居宅介護・重度訪問介護の一人あたりの時間の差があるように聞く。
- 居宅介護が入ることで、地域生活を送ることができている精神障がい者が数多くいるのが現状だが、ヘルパーにかかる負担も大きく、相談支援専門員も市内で数が少ない中で、ヘルパーのフォローに回りきれない場合も多い。
- 行政、ヘルパー、相談支援専門員で困難事例等を協議する場として、成田市で行っていた「居宅介護等サービス事業所連絡会」を開催してほしい。

③施設・居住系サービス〈グループホーム、施設入所支援など〉について

- 空き室のあるグループホームがない。また、情報も乏しい。
- グループホームは、重度だと利用が難しいと思っている方が多い。
- グループホームは、将来的には利用したいと考えている方が多いが、その方のために部屋を空けておくわけにはいかず、入居したい時に入居できない。
- グループホームに一元化されたので利用者の増加等見込まれるが十分か。
- 精神障がい者向けのグループホームをもっと増やしてほしい。現実的には精神障がいの方は、人間関係がうまくいかないことで入所することをためらっています。
- グループホームは親の健在なうちに入所できるような準備活動を開始してほしい。そうすれば多くの方が挑戦できると思います。今の状況では病院付属の施設として、その立場に立った受け入れ態勢で入所者数が極小に限定されていると思います。
- タイプの違うグループホームが増えることで、次の行き場の確保ができる場合もあると思われる。
- 入所施設を利用したくても、利用できない（入所施設は常に満床）。
- 国の方針として施設入所支援を増やさないという方向性に変わりがないのであれば、最低限、現状を維持できるように取り組んでいく必要があると思います。国は縮減の方針を取っていますが、特別な家庭事情を抱えた方や複雑な障がい特性のあるご利用者様の受け皿確保の観点からも、施設入所支援自体は絶対に必要な社会資源だと思っています。

④地域生活を支援するサービス全般〈日常生活用具給付等事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、点字・声の広報発行事業、日中一時支援事業、スポーツ大会開催事業、訪問入浴サービス事業、地域活動支援センター事業など〉について

- 日常生活用具の耐用年数を見直してほしい。特に、音声の腕時計や白杖などの急を要するものについて見直してほしい。
- 助成対象になるものがわからないことから、障がいのある人へ必要な生活支援用具が行き届いていない場合がある。
- 移動支援は、各自治体で格差が生じているように思える。
- 住まいや施設からの通勤、通所などに移動支援が利用できないか。
- サービス利用にあたっては、事前申請を必要とするため、緊急時等での利用が難しいという。
- 近隣にサービス事業所がない利用者にとって、移動手段が乏しい。
- 事業所として、採算性の関係上事業の拡大が難しい。
- 聴覚や視覚に障がいのある人が公共機関などを利用する場合において、手話や点字などのコミュニケーションの手段があまり普及していないため、意思疎通をとることが難しく不便ことがある。
- 声の広報発行事業を引き続き行ってほしい（なりた広報・市議会だより・県民だより）。
- 視覚障がい者にとって、ガイドヘルパーは必要不可欠です。
- 悩みや困りごとがあっても気軽に相談できない場合があり、手話通訳者を増やしてほしい。
- 日中一時支援事業が他の市町村と比べ、単位が高く、非常に助かっています。
- 日中一時支援事業をやっているが何をするかがなく、預かりが基本にあるだけなので基準が決まっていない。市町村によって提供業務が違う。
- 地域活動支援センターⅡ型の資源が少ないと思います。特色ある地活Ⅱ型を求める以前に、資源の絶対数をまず増やしていく必要があると思います。特に、現状では発達障がいのある方の日中活動の受け皿が担えるような地活（この場合はⅠ型・Ⅱ型問わず）が出来ればよいかと思います。

⑤相談支援体制全般〈相談支援事業所、行政、身近な相談支援機関など〉について

- 個々のサービス等利用計画を作成個別支給しますが、相談支援専門員の不足や肢体不自由児者の特性を把握できない専門員もいるのではないかと。また、障害福祉サービスの決定権は市町村にあるため必ずしも計画通りにならない部分があると思う。
- 国は27年3月までに福祉サービスを利用している障がい児・者のサービス等利用計画作成完了を目指していますが、利用計画作成の報酬が低く、思うように達成が進んでいません。
- 計画相談では担当者個人の負担が大きく、利用者個人の計画相談を丁寧に実施するには人材の育成が大きな課題だと思う、また、経費等の問題でかなりの部分で事業所負担が生じている。何とか改善をお願いしたい。
- 受付・申請から支給決定後のサービス等利用計画までの間、事業所の認定、ケースバイケース、事業者の聞き取り、第三者が入った聞き取りと聞き取りも多くなるし、話すことも多くなり、手間がかかり面倒臭いと思われる。また、個人情報問題がかかわり、大変になると思う。
- 利用したいが何を聞いてよいかわからない（高齢者の保護者）。わかりやすい窓口を設けてほしい、福祉関連の相談を一括で行う所がほしい。
- ひきこもり状態にある人で発達障がいを持つ人への支援・診断してもらっていない人にも時には自分を知ることや、障がいに合わせた支援が必要。

- 知的に高い発達障がいを持つ人達が増加傾向にありますが、そういう人達への支援・正しい子ども時代からの療育・進学・相談支援体制が必要と感じます。
- 利用者への周知にまだまだ工夫の余地があると思います。保護者がボーダーの方であったり、外国籍であったりする方々へのサービス周知や理解を得るための情報や伝達方法の工夫がより一層必要と思います。
- 相談支援専門員のスキル向上。具体的には専門領域以外の事業所の特性把握と困った時にスピーディーに相談・連携が取れる「顔の見える」関係性の構築・維持・強化。
- 相談支援事業所個々が抱える実状（職員の兼務や配置上の問題、事業所内スキル向上の仕掛けなど）が異なるので、他機関との連携で改善できる部分については情報共有を行い、より円滑に計画相談・地域相談を進めていけるように支援していく必要があると思います。
- 最近では行政、福祉事業所及び学校等の連携も深まりつつありますが、さらに地域の社会資源（医療やインフォーマルなものも含めて）との連携は必要であると思います。また当事者やそのご家族は福祉の動向についてあまりご存じないと思います。
- 真に相談が必要なケースについて、サービス調整会議等の開催をどのように行っていくかシステム作りが必要であると考えています。

⑥障がい児支援全般〈児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児入所施設など〉について

- 週末や休日に利用できる場所がない（あってもすぐ埋まってしまう）。
- 学校や保育園等に支援に来てもらえる事や巡回訪問があることを知っている人が少ないのではないかと。
- 放課後等デイサービスについて資源は増えてきていると思います。今後はさらに資源数を増やしていく事と、旧下総町・大栄町エリアもカバーできる事業所を誘致できればよいと思います。
- 低年齢の入所児童の増加により生活支援と発達支援両方の観点からの支援が重要となっているが、現状安定的で継続的な保育の場・療育活動の確立が難しい状況がある。
- 放課後等デイサービスは特に職員配置が非常勤やパートが多いように思える。専門性が必要な利用者も多いので無資格での支援では困難な事も多い。
- 児童発達支援と放課後等を多機能型でやっているが現状両方を同じ時間でやると体の大きさなども違い、危なく、広い部屋の中でも住み分けが必要である。いろいろな障がいを持つ方が、いっせいに同じところで過ごしていて、他害・自害がおきたときそこに支援員が集中する。
- 障がい児を抱えながら、普段の生活をこなしていくのは非常に大変です。児童本人の支援はもちろん、家族支援が行き届いていない現状があると思います。
- 児童の障がい特性に合わせた生活環境の整備や改善、迅速な対応ができないことがある。
- 地域特性からか保護者様が外国の方（特に母親）が多く、福祉サービスや仕組みの理解、またコミュニケーション（言語等）の取り方が難しいケースがある。
- 障害程度の幅が広く、年齢層も広がるために個別の対応が必要な利用者様が多数であるが、環境整備や人員の配置が難しい。
- 保護者様の就労状況により、時間外での利用をされる方が多くなってきている。

⑦就労支援全般〈就労支援、就労に向けた訓練、企業へのアプローチ、職場の定着支援、生活支援など〉について

- 実際に就労する以前に就労への気持ちを抱く段階で支障がある障がい者もいるのではないか。(就労しなければいけないという気持ち、意識はあるが業種等で選択、絞れないでいる場合がある)。
- 障がい者自身の仕事の内容把握に乏しい感がする。仕事内容よりも対人関係を考えてしまう傾向もあるように思える。
- 精神障がい者が就労を始めても、対人関係の問題や、調子の波などによって継続できない方が多くいる。
- 個人個人のニーズ答えられるだけの事業所・職種は十分か。
- 就労を希望していても、なかなか紹介がありません。
- 施設の方でも積極的にハローワーク等との連絡をとってほしい。
- 車椅子の人達へ、段差のない配慮があるように、自閉症や発達障がいを持つ人は、目で見てわかる指示書や写真を利用するなどの配慮をして頂くことが同じことであるとの認識を広めたい。
- 障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために、障害者優先調達推進法が施行されました。成田市役所からも当法人に公共事業の仕事が頂けるようになりました。このことにより、障がい者の働くことに対するプライドややりがいにつながっています。今後もさらに仕事が増えることを望みます。
- 企業へアプローチする中で雇用率を目指すのみとする企業多く、就労支援の協力の場をもっと広く作るべきである。
- 受け入れ企業が少ない。
- 各施設でジョブコーチの養成をしてほしい。
- 障がいを持つ人を雇用したいという企業と、実際に障がいのある本人の指導に当たる現場の人との間の意識の隔たりが大きいのではないかと？職場の人達への障がい理解の必要性・障がいを持つ人達を雇う上での企業としてのメリットや義務等も含め、受け入れ側の準備体制もあってほしい。
- ジョブコーチの増員。
- 就労支援を行っていく上で、職員の資質向上が必要であるが、実際は研修会なども少なく、職員のスキルアップがなされていないのが現状。そのため、職員の資質向上を図るための職員配置を適正にし、スキルアップのための研修会や勉強会に参加させるべきであると思います。
- 長い期間、仕事に対するモチベーションを持ち、職場の人間関係を上手に行うなど、継続して就労していくことが、課題と考えます。
- 行政で一般就労を進めているが就労が難しい子どもが多い。

⑧障がい者の権利擁護全般〈障がい者虐待の防止、成年後見制度など〉について

- 障がいのある人に対する虐待はどこにでも起きる可能性があると言われると言われても、時々報道等であるのでピンとこない人が多いと思う。周囲の人が障がい者の気持ちを受け入れないだけかも分からないが、SOSの発信を早期発見が遅延している感がある。
- 制度がスムーズに利用できる様に機関を紹介するのもよいと思う。
- 建物や施設の社会的障壁は、お金があればバリアフリー化ができると思いますが、障がいのある人への偏見や、そこまでは行かなくとも障がいに対する無関心という、人の気持ちのバリアフリーへの広がりや、障がいのある人も地域で安心して暮らすという国のいろいろな施策や変わって来ている法律に現状ついていっていないと感じる。

- 虐待死亡事件が二度と起こらぬよう、重度の障がいのある人への対応人数を十分に増やすこと。
- 施設では袖ヶ浦の件は記憶に新しいところで、管理と現場の溝の大きさに驚き、でもそれは対岸の火事ではなく、支援施設でどこでも起こり得ることで、常に見返り、検証して、我が事業所で教訓として行うが市としても厳しい目と現場確認を怠らないことが必要。
- 障がい者虐待防止については、地域自立支援協議会において情報共有（虐待防止センターの実働実績など）を継続的に行っていければと思います。
- 虐待は見られないが隠れた家庭までは監視できない。
- 個人情報保護もあり、虐待ケースは表面化しにくいのでは、また施設入所者への虐待の発見の難しさ。
- 制度が理解できない、だれに相談をしてだれを後見人にすればよいか。成年後見対象者向けの法律の説明会を実施してほしい。
- 日頃から耳にし、身近なテーマ（成年後見制度）と考えているが、実際の制度等の理解は乏しく、親亡き後の生活の場と捉えている人が多いと思う。
- 法人後見の土壌づくりが必要だと思います。各専門職の強み（金銭管理面では社協専門員、身上監護面では社会福祉士、財産分与手続きなどは司法書士、触法絡みでは弁護士）を生かした体制を作っていくために仕掛けづくりができれば、よいかと思います。
- 成年後見まではいかないが、日常の金銭管理等への支援がほしい（現状では、相談支援専門員が行っている例があるが、ケースが増えると、それも困難になる）。
- 障がい者の成年後見制度を担う団体や市民後見人が不足している。また、成年後見人を第三者でお願いした場合、後見人費用負担は現在の年金では賄えません。
- 成年後見制度を利用しようとすると様々な権利に制限がかかる。

⑨災害対策全般〈避難行動要支援者名簿制度、福祉避難所など〉について

- 制度をつくることも大事ですが、運用しやすい制度をつくっていく必要があると思います。障がい当事者や近隣住民等、様々な立場の方から意見を吸い上げていく必要があるのではないのでしょうか。立場が違えば着眼点も変わってきますし、出される意見も多様になり、（取りまとめは大変になるかもしれませんが）色々な状況を想定しやすくなると思います。
- 障がい者・児（自閉傾向）の子ども達は環境になれるまで時間がかかり、家族も大変周囲の人達に気をつかいます。まして広い場所で、大勢の人に囲まれての生活はパニックを起こすだけです。普段通所、入所している施設等が避難所として利用できる様にしてほしい。
- 災害時の福祉避難所の設置は必須項目だと思いますが、そこに到達するまでが問題だと思います。周囲の状況が把握できない、正確な情報を受け取れない、自分の意思をうまく伝えられない、パニックに陥ってしまうことがある、避難所まで移動できない等々の問題があります。
- 災害時の避難場所に障がいのある人は一般の人と一緒にいられない事が多い。
- 自閉症者の場合は環境の変化でパニックを起こしたり夜も眠らず奇声をあげたりする場合があります。
- 福祉避難所の利用方法を含めて詳細な説明がないために、名簿の作成にも疑問がある（保護者）。
- それぞれの障がいに応じて、避難場所を分ける必要がある。
- 災害時、家族が不在の場合、おそらくパニックを起こして一人では避難できない。

- 近隣の方で実際に災害が起こったときは、事業所が受け入れなければ、一般の避難所では障がいを持たれた方自身の不安から二次被害に及ぶ危険がある。専門職の真価が問われるものと思われる。常日頃より防災における市・福祉施設事業所同士のネットワークを確立することが大きな課題。
- 入所施設の現状の夜間体制では災害における対策が整っていると言いきれない部分がある。
- 事業所の一時避難後の連絡方法等、携帯電話が使えなくなると手段がなくなりかねない。
- 福祉避難所は一般住民の避難所より、手厚い保護が必要となります。物資や人の配置をどうするか日頃からの準備が求められます。
- 火災訓練を続けているものの災害全般はまだこれからである

⑩その他の分野の課題（保健・医療、生きがいづくり活動、インフォーマルサービスなど）について

- 障がい者を連れて利用できる医療機関が欲しい（保護者）。
- 障がい者も年齢がきたら施設で集団健診をしてほしい。個人では、子どもがなかなか受け入れられず、困っている人が多い。
- 自分も他人事ではなくなっています（高齢化）。
- 若者支援（ニート、若年層社会的ひきこもり）体制づくりが不十分なように思います。特にこの分野は行政においては各課横断的に取り組む必要があるのかと思われますし、デリケート（障がいのグレーゾーン）な部分も抱えているので連携と支援体制の在り方を模索していく必要があると思います。
- 支援が必要な若者や発達障がいのある人の“居場所”がまだまだ少ないように感じています。フォーマルな支援を受けることに抵抗感のある方や、グレーゾーンでまだご自身の課題を直面するのは難しいが、地域に居場所がないと感じている方々もいらっしゃるように思います。そうした方々の居場所づくりに取り組んでいける土壌づくりも必要かと思えます。場合によっては（ちば北総若者サポートステーションのように）NPOなど民間他市町村で活動されている団体を誘致する事も必要かと思えます。
- 対人関係を築くことが不得手で、デイケアや日中一時につながらない独居等の障がい者への、余暇支援の不足。
- 医療について、カルテの電子化により、医師が患者と直接向き合うことが少なくなった。操作に夢中になってしまっていることがある。データを作成し持参しても目を通さないことがある。
- 病院において、患者がどのような気持ちで病院を訪れているのか今一度考えるべき。
- 生きがいづくり活動は重要であり、職員が施設に出勤して「楽しいやりがいがある」と感じさせなければなりません。

(2) その他の事項について

①障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月から）に向けた対応（障がい理解の促進や啓発）について

- 法律ができたけどかわらない（保護者）。
- 障がい者の家族自身も障がいに対する偏見もあり周りに知られたくないという思いを抱えていると思います。地域の中でも精神障がいの過去の状況が根深く記憶され依然として偏見が残っているものと思います。
- 千葉県の障害者条例の策定時に、障がい者本人及びその家族が表に出て発言していかなければ障がいへの理解が深まらないのか、との思いがありましたが、まさにその通りだと思います。
- 自閉症を含む発達障がいや精神障がいなど、見た目でその人がどのような障がいを持つのがわからない。目に見えない障がいについての理解は、まだまだ広がっていないと思います（偏見や差別がまだまだ多いと感じる）。
- 正しい障がいについての理解の必要性を感じます。
- 障がい理解については、精神の方の障がい、一般の方にはわかりにくい状況にあると思います。ご自身でも障がい者とは見られたくないというご希望を持たれている方も多いので、そのような方が安心して過ごせるような環境を作ることが必要だと思います。
- 施設名を名乗ってもどこに所在しているのか理解されていないことが多い。
- たとえば、障がい者施設やグループホームなどの建設などに際して、地元住民の反対運動が起きたような場合、これも差別に当たるのだという認識を広めていくこと。
- 今でもグループホーム建設や施設整備に対して、嫌悪感や反対を唱える住民がいる。「だれでも、その人らしく、地域で暮らせる」ような社会づくりが求められる。

②相談機能の拡充（障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）や地域活動支援センター、あるいは地域包括支援センターの今後の方向性）についてお聞きします。

- 利用した事がない（保護者）。利用したい人へなかなか繋がっていない。
- 相談室が人通りのする場所ではなく何か個室のような相談しやすい所はないのですか。
- どこまで相談してよいか、何を相談してよいかわからない（高齢の保護者）。
- 夜間・緊急時に困難を抱えながら相談先が見つからない等の事例が多々あります。24 時間、365 日の相談支援体制を確立してほしい。困った時にいつでも専門家に相談できる場があれば安心です。
- どんどん増加傾向にあるひきこもりの人達の中には、発達障がいや、精神障がいを持つ人がいると聞いた事があります。現在、そのような状況で困っている人の相談や、はっきりと障がいとは診断が下りていない、グレーゾーンの人達が、万が一ひきこもりにならないよう防止するための相談の場として本人や家族が相談してみようと気軽に行ける場になってほしいと思います。
- 障がい、高齢者、生活困窮者など色々な分野の相談が増えている。各相談支援事業所は、1つの分野を固定するのではなく、多方面において支援体制を強化する意味でも知識と経験が求められるのではないかと感じる。しかし、児童、障がい者、高齢者などすべての相談に対応できる能力のある相談支援専門員は限られている。その意味で、各事業所の連携がより一層重要となっている。
- 支援は相談から始まるので、更なる相談機関の充実が重要と思われる。

③地域におけるネットワーク（事業所・医療・行政・教育・子育て・民児委員・自治会等）の構築や重症心身障害児に対する医療連携による支援体制の構築・拡充について

- 親が高齢なため、緊急時に障がい者でも通報ができるものが欲しい（高齢の保護者）。関係する場所に連携して情報交換してゆく事が大切だと思うが、それぞれがバラバラであると感じる。
- 各領域に各々ネットワークがあり、連絡協議会のような団体もあるかと思います。必要に応じて情報共有が図れる体制があると望ましいと思います。
- うまく連携できているところと、活用の仕方があまり分からない分野がある。様々な分野が関わり、効果的に支援をしていくことが必要。
- 地域における多分野・多職種による支援ネットワークが必要です。
- 相互の連携の一元化を明確にしてほしい。
- 成田市で昨年度に準備が進行していた「市民協働推進事業」がキャンセルになってしまったことは、特に福祉関係者にとって大きな損失です。四街道市や富里市で進められている、広範囲な公益団体の協力によるサポートセンターは是非必要です。

④成田市こども発達支援センターの今後の方向性や求められる役割について

- 昨年、妊婦で風疹にかかってしまった人が流行し、生まれた子の中には難聴等の障がいをもった子が多いと聞きました。「ことばの相談室」は1対1で指導できる大変メリットのある教室です。今後コミュニケーションに障がいのある子ども多くなりつつあります。現在の場所では狭く、備品等も不備な点が多いと聞きます。ぜひことばの教室の充実をお願いしたい。
- 子どもの障がいについて知らされたばかりのお母さん達のショックと現実を受けとめられない気持ち・・・これは当事者にしかわからない事だと思います。
- こども発達支援センターで同じ立場のお母さん達と出会い、熱心な担任の先生方に励まして頂いた日々は、私にとって未だに宝物です。1人で悩まずいられた事が本当にありがたかったです。
- 今現在の様子がわからなくてすみませんが、当時の事を今思うと集団活動が苦手な自閉症の多動の子に無理に手遊びをさせるよりも、事前に写真を使って見通しを持たせたり、教室の構造化があったら良かったと思います。
- 現在何らかの発達障がいを持つ児童が増えている現状を踏まえ、発達障がいを持つ児童にどのような支援が必要かを見極め、家族支援を含めてバックアップできるような体制作り。
- 育ていく過程で難問にぶつかった子どもを生きやすい状況に育てていくこと。
- 家族への支援。
- 児童発達支援の希望者の受け入れと親の負担、不安を聞いて支援する。
- 児童発達支援に関して専従の保育士を就ける。

⑤成田市のこれまでの障がい者施策の良い点・改善すべき点について

【成田市のこれまでの障がい者施策の良い点】

- 地域自立支援協議会の規模と参加者が広がっている事は各場所の情報交換ができたり、それぞれの場は課題がわかってとてもよい場となっていると感じます。
- 他市町村に比べて特別支援学校卒業後の居場所が増えていてありがたいと思います。
- 現場のワーカーのみなさん始め、障がい者福祉課の皆さんには適切なタイミングで必要な支援を頂いていると思います。
- 近隣の他市よりも、障がい者への助成や福祉が手厚く、障がい者が暮らしやすいまちである。
- 他市と比べても、職員一人ひとりが利用者の視点に立って、臨機応変に対応していただけているので、事業所としては、大変ありがたく感じている。
- 各障がいに応じた施設が有り、地域、県内を意識した上で前向きな施設運営を行っている所が多い。
- 他の市町村に比べて、とても行き届いているし親切的な愛情を感じる。
- 障がい者の中には支援を当然と思って権利・主張が強くなっている。
- 手当がよい。経済的支援が他市に比べ充実している。
- 精神障害者福祉手当など市独自の予算措置を講じている。

【成田市のこれまでの障がい者施策の改善すべき点】

- 今後地域福祉に移行する計画だと思いますが、高齢者の保護者からは入所施設がない現状の中で、重度や重複など障がい重い子どもはどうすればよいか？と、言う意見が多くあります。グループホームに適応できるお子さんならよいのですが、不適合の方の対応策を提示して欲しいと思います。
- 老障介護家庭の緊急時通報システムの設置。
- 災害時などの障がい者避難や支援の具体的な方法。
- 通院医療費の全額助成、福祉手当の支給等県下に先駆けて制度化し近隣市町でも成田に近づく福祉サービスをとの目標にされています。しかしながら、知的、身体、精神の3障がいで精神障がいだけが取り残されている助成が残っています。
- 以前に比べて知的障がいや自閉症の方々の一般就労は増えて来ているように感じますが、親としては職場の定着率と継続勤務年数が気になります。国からの補助金がおなくなったとたんに解雇されていないか、障がいに対する配慮なしにバカにされたり差別を受けた対応をされていないか、必ずチェック体制があってほしいです。
- 各サービスにかかわる方々の質の向上、正しい障がい理解、人材、人数が十分であるか。
- 今ある制度や施策を周知していく事も重要かと思えます。まだまだ必要な人に必要な情報が届いていない、理解が不十分な現状があるようです。市独自の支援策など、他市町村にない誇れる支援策もあります。別項で指摘させて頂きましたが、外国籍の保護者の方などへの情報保障（周知と理解）にも力を入れて頂ければ幸いに思います。周知していく事の難しさは確かにあると思いますが、一人でもそうした方々がより満足度の高い生活が送れるように願ってやみません。
- 地域を意識した横の関係を持ってもらいたい。情報の共有・連携等。
- 障がい者への理解について、障がい当事者、住民の意識、とりわけ人権意識についてまだ古い考えが強い地域があるので、啓蒙、啓発の機会をより多く作る必要があります。
- 施設通所者への交通費支給など、細かい部分に支援をしてほしい。

○市自体が行っていることと、委託事業所に依頼していることが明確に区別されていないように思われる。例えば、未受診の人の相談は、まず市がしっかり受け、処遇、対策を決めていく。委託相談支援事業所に委託した場合でも、そのケースにその後どのように対応したか、報告を求める、等が必要なように思います。また、不足している事業（グループホームなど）についても、民間事業所の手上げを待つだけでなく、市がモデル事業的に実践し、その後民間に委託していくなどのことがあってもいいのではないかと思います。

【特に重点的に取り組むべき課題】

- 福祉関連に気軽に相談できる相談業務の拡充（総合福祉相談窓口のような）。
- 入所施設の設置、重度の方でも利用できる地域福祉を進めて欲しい。
- 福祉避難所の具体的な利用方法について。
- 障がい児の早期発見、早期療育の場が地域に十分にあること。
- 地域自立支援協議会の方向性に対し他の組織同様、重視してもらいたい。
- 地域のみなさんへの正しい障がいに対する知識を広めてゆく事で少しずつでも、差別、偏見、無関心が少なくなっていってほしいと思います。
- 教育と福祉の協力・連携と障がい児教育の風通しを良くする事。その児童生徒がその障がいに応じた正しい教育が成されているか。福祉の立場からのチェックも必須ではないでしょうか。
- 障がい者就労の場の拡大と同時に、現場に働く人達への正しい障がい理解・対応を知ってもらう事。差別、いじめにあっていないか。
- 手帳を持たない発達障がいの人への援助・相談・就労支援のチェック。
- 親も本人も高齢化した障がい者の居場所（親と唯一の心配である障がいある我が子が同一敷地内の施設で近くに居住できる場がほしい）。
- 災害時の障がい者や高齢者への地域の助け、地域ぐるみの暖かい見守り。
- 積極的に当事者（特に若い人たち）の参加を促すこと。
- 声をあげることができない分野の方に目を向けて支援すること。
- 特別が本当にいいことなのか考えてから支援すること。
- 手当ての更なる充実と市独自のサービス創設や単価の高いサービスを事業者に委託する。
- 長期入院からの受け皿としての居住施設の増設とそれに伴う周辺住民の理解の得ること（民間精神病院に併設された施設やサービスが多いため、これに依拠していると、精神障がい者の地域定着がなかなか進まないと思います）。

⑥計画策定（障がい福祉計画の数値目標項目〈「施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」「精神科病院から地域生活への移行」「地域生活支援拠点の整備」〉）についてお聞きします。

- 施設入所から地域生活への移行については、数字をつき進める作業にならないように十分に本人の意向を聞いてそれを重視した上で行われなくては、行った先の地域で安心して暮らせる事にはなりません。本人の気持ちをまず尊重してほしいです。
- 特別支援学校を卒業時に福祉施設への進路を決めた人は高等部実習時点で一般就労にはなかなか結びつかなかった人達が多いのではないのでしょうか。超軽度の即戦力のある人ではなかったというのが現実だと思うので、本人の事を良くわかっている施設の人が本人の特性に合った仕事を選んでいただく事、障がい理解に関心が強く本人を暖かく迎えてくださる場であるかのチェックも必須です。万が一、就労場がうまくいかなかった時の帰る場所の確保・気持ちのフォローも大切だと思います。
- 資源の数は着実に増えてきていると思いますが、多様な特色のある法人・事業所の誘致と資源開発に引き続きご尽力いただければありがたいと存じます。
- 地域移行について、退院していける居住の場が少ない。また、地域の生活を練習できる場が限られている。（特に生保でアパートへ退院を目指しているが、アパートがすでにない人の練習の場がない）。
- 医療の職員との連携。
- 地域の福祉制度と病院内のテンポが異なる為、互いに知る機会が必要。
- 地域移行支援（個別給付）の制度の普及がされていない。
- 地域移行と言っても、受け皿がない状況で、保護者は不安を感じていると思う。
- 福祉施設から一般就労への移行は定着支援と含めた議論が必要です。
- 一般就労のみが本人の幸福につながるとは思いません。
- 地域社会参加型を目指していると思うが、地域や社会の中で本当にふつうに生活できるのか。
- 精神の方のケアをどうするのか。
- 地域施設側も重要だとは思いますが病院も退院させないでいるのでお互い様。だから、地域にいたほうが得になるようなシステムにしないといけない。
- 数値目標以前に「精神科病院から地域生活への移行」「地域生活支援拠点の整備」を進めるための具体的な施策が見当たらないように思います。

資料4 成田市精神保健福祉推進協議会設置規則

平成12年3月31日

条例第11号

(設置)

第1条 精神障害者の社会復帰に必要な福祉施策を推進し、本市の精神保健福祉の増進に寄与するため、成田市精神保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、又は企画する。

- (1) 精神障害者の社会復帰対策に関すること。
- (2) 精神保健福祉の増進に係る事業の実施に関すること。
- (3) その他精神保健福祉に関し、会長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成田市医師会の代表
- (2) 精神科医療機関の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 保健又は福祉関係団体の代表

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 協議会に、第2条各号に掲げる事項を事前に調査又は検討を行わせるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、精神保健福祉について専門的知識を有する者のうちから会長が指名する。

3 幹事は、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席するものとする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、会長が指定する特定事項を調査検討するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、特定事項について専門的知識を有する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する者（以下「部会員」という。）の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害者福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

資料5 成田市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10に規定する地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、成田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) その他障害者等に支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 障害福祉サービス機関の職員
- (2) 雇用・就労支援機関の職員
- (3) 療育・教育機関の職員
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じ随時開催する。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、成田市障がい者相談センターにおいて行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

当初の委員の任期については、第 4 条の規定に関わらず、任命のあった日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

資料6 成田市保健福祉審議会への諮問と答申

1 諮問

成障第4792号
平成27年3月13日

成田市保健福祉審議会
会長 亀山幸吉様

成田市長 小泉一成

第4期成田市障がい福祉計画（案）について（諮問）

第4期成田市障がい福祉計画を定めるにあたり、成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により、このことに関し貴審議会に諮問します。

2 答申

平成 27 年 3 月 24 日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市保健福祉審議会
会長 亀 山 幸 吉

第 4 期成田市障がい福祉計画について（答申）

平成 27 年 3 月 13 日付け成障第 4792 号をもって諮問のありました「第 4 期成田市障がい福祉計画（案）」について、下記のとおり答申します。

記

「第 4 期成田市障がい福祉計画（案）」の推進にあたっては、以下の点に留意して、施策を展開していただきたい。

1. 障がいのある人が自ら希望する生活を実現するため、障がいのある人やその支援者のニーズを的確に把握するとともに、計画の推進や実績に対する評価、改善を常に行うことで、将来にわたって必要なサービス量を見込み、サービスの基盤整備や支援体制の充実、それらを実現する人材の確保に努めること。
2. 障がいのある人が多様な暮らしを維持継続し、かつその生活の質を高めていけるよう、経済的な自立にむけた支援が求められることから、自身の希望や能力に応じた多様な就労機会の拡大を図るほか、就労に向けた支援体制の強化を図ること。
3. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が目指す、「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を築くために、多くの市民の理解や協力が必要であることから、関係機関や当事者団体との協力関係を図りながら「障がい」についての啓発を進め、広く市民に理解、協力を得られるよう努めること。

資料7 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料8 成田市保健福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備考
識見を有する者	中山明子	公募	
	中佐藤一平	公募	
	亀山幸吉	淑徳短期大学社会福祉学科教授	◎
	太田家和	(学)太田学園理事長	
	秋葉都子	(社)日本ユニットケア推進センター センター長 専務理事	
保健、医療及び福祉関係者	根本明久	成田市医師団副団長	
	林田弘毅	印旛郡市歯科医師会成田地区代表	
	真鍋知史	成田市薬剤師会副会長	
	大木和江	成田市ボランティア連絡協議会副会長	
	鵜澤巧	成田市高齢者クラブ連合会 成田若手ひまわり会代表	
	高橋延昌	成田市聴覚障害者協会会長	
	鈴木俊子	成田市民間保育協議会会長	
	真鍋里美	成田市民生委員児童委員協議会代議員	
	青木偉年	成田市社会福祉協議会会長	○
	湯川智美	プレーグ本塾 施設長	

◎会長 ○副会長 (順不同・敬称略)

第4期成田市障がい福祉計画

発行 成田市
編集 福祉部 障がい者福祉課
〒286-8585
千葉県成田市花崎町 760 番地
電話 0476-22-1111
発行日 平成27年3月
登録番号 成障14-50

本計画書は「チャレンジオフィスなりた」で印刷・製本を行いました。

